

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

保健福祉委員会会議録

令和 7 年 9 月 2 9 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保 健 福 祉 委 員 会 会 議 録

- | | | |
|-----------------|---|---|
| 1 開会年月日 | 令和7年9月29日（月） | |
| 2 開 会 場 所 | 議会第1会議室 | |
| 3 出 席 者
（9人） | 委員長 松 尾 伸 子
委 員 中 村 謙治郎
委 員 岡 田 勇一郎
委 員 風 澤 純 子
議 長 石 川 義 弘 | 副委員長 石 原 喬 子
委 員 吉 岡 誠 司
委 員 中 澤 史 夫
委 員 伊 藤 延 子 |
| 4 欠 席 者
（0人） | | |
| 5 委員外議員
（0人） | | |
| 6 出席理事者 | 区 長
副 区 長
経営改革担当課長
総務課長
福祉部長
福祉課長
高齢福祉課長
介護予防担当課長
介護保険課長
障害福祉課長
松が谷福祉会館長
保護課長
自立支援担当課長
健康部長
台東保健所長
健康部参事
健康課長
国民健康保険課長
生活衛生課長 | 服 部 征 夫
野 村 武 治
三 谷 洋 介
福 田 健 一
三 瓶 共 洋
古 屋 和 世
大 塚 美奈子
田 中 裕 子
浦 田 賢
井 上 健
江 口 尚 宏
久木田 太 郎
（保護課長 兼務）
水 田 渉 子
（健康部長 兼務）
尾 本 由美子
大 網 紀 恵
松 上 研 治
福 田 兼 一 |

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

保健予防課長	(健康部参事 事務取扱)
保健サービス課長	塚 田 正 和
環境清掃部長	遠 藤 成 之
環境課長	勝 海 朋 子
清掃リサイクル課長	曲 山 裕 通
台東清掃事務所長	渋谷 謙 三

7 議会事務局	事務局長	鈴 木 慎 也
	事務局次長	櫻 井 敬 子
	議事調査係長	吉 田 裕 麻
	書 記	塚 本 隆 二
	書 記	遠 藤 花 菜

8 案件

◎審議調査事項

案件第1 陳情7－ 9 あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求
めることについての陳情（新付託）

案件第2 陳情7－10 国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付についての
陳情（新付託）

案件第3 特定事件の継続調査について

◎行政視察について

◎理事者報告事項

【福祉部】

1. 補正予算について資料1 福祉課長
2. 台東区保健福祉修学資金等貸付における修学資金の返還等を求めるための訴訟につ
いて資料2 福祉課長
3. 台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について
.....資料3 福祉課長
4. 包摂的な支援の仕組みづくりに係る実施方法の変更について
.....資料4 福祉課長
5. 高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施について
.....資料5 高齢福祉課長
6. 介護・障害福祉サービス等事業者支援について
.....資料6 介護保険課長
7. 重度身体障害者グループホームフロム千束の運営について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

	資料 7 障害福祉課長
8. 生活保護の現況について	資料 8 保護課長
【健康部】	
1. 補正予算について	資料 9 健康課長
2. 台東区中核病院運営協議会報告について	事前資料 1 健康課長
3. 台東病院等運営協議会報告について	事前資料 2 健康課長
4. 令和 7 年度繁華街における屋外ねずみ対策について	資料 10 生活衛生課長
5. 小児インフルエンザワクチン接種費用助成における対象ワクチンの追加について	資料 11 保健予防課長
6. 令和 7 年度新型コロナワクチン定期接種の自己負担額の変更について	資料 12 保健予防課長
【環境清掃部】	
1. 令和 6 年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について	資料 13 清掃リサイクル課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午前 9時59分開会

○委員長（松尾伸子） ただいまから、保健福祉委員会を開会いたします。

○委員長 初めに、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 おはようございます。よろしくお願いします。

○委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

また、理事者発言席を設けましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、審議に入らせていただきます。

○委員長 初めに、審議順序の変更について、私から申し上げます。

福祉部の2番、台東区保健福祉修学資金貸付における修学資金の返還等を求めるための訴訟については、審議の都合上、順序を変更して最初に報告を聴取し、公開しないことといたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

（省 略）

○委員長 ここで傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長 ご異議ありませんので、そのように決定をいたしました。

それでは、案件表の順序に戻ります。

○委員長 次に、案件第1、陳情7－9、あはき・柔整広告ガイドラインの適正かつ積極的な運用を求めることについての陳情を議題とします。

本件は、新たに付託されたものであります。

事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

（櫻井議会事務局次長報告）

○委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 このあはき・柔整に関して、台東区の対応はどのように行っているか教えていただいてよろしいでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎福田兼一 生活衛生課長 お答えさせていただきます。

今回、台東区内に開業する全ての施術所に、まずは本区で作成いたしました広告ガイドラインの抜粋版と区ホームページのQRコードを印字した書面を送付させていただきまして、今回のガイドラインの周知を行うとともに、あとは広告を行っている施術所に自主点検を行う旨、依頼しております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。

この文中にある「一斉点検」って書いてあるんですが、これは広告に対する一斉点検というふうに考えられるんですけども、これは可能なんでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 この広告なんですけれども、例えばその施設が作っているホームページとかいうのは、不特定多数が見るものではなく、個人が情報を収集するために確認していきますので、広告には当たらないと。そうしますと、広告というのが不特定多数が見るバナー広告だったりとか、そういうところになりますので、なかなか一斉点検というのが難しいかなとは考えます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 万が一このような誤解を招くような広告があった場合には、ちゃんと注意とかそういうことはしていただけるんですよね。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 もちろんそういった情報が入った場合には、職員のほうで確認をさせていただいて、適切に対応させていただきます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。

台東区としては既に行っていることもありますし、この中の文中のことにしてもなかなか難しい部分があると思いますので、この陳情に関しては、うちの会派は不採択でお願いいたします。

○委員長 ほかに。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 今、課長の答弁からもありましたけれども、そのガイドラインに反するような広告があった場合などは、しっかりと指導、改善をしていただけるということで間違いないですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 はい、おっしゃるとおりです。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

区としては適宜実施しているということを確認しておりますので、我が会派としても、この本陳情に関しては不採択とさせていただきます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 これらについては、一応私のほうとしては採択でお願いしたいと思うんですけども、ちょっとご質問いたしますね。実際には施術所というのは台東区にはどれぐらいあるでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 令和7年の9月8日現在ですが、登録されている件数としては393件になります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そして393件の中で、具体的にここでいう、この不正というか、ものなどは、台東区としては把握されているんでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 現在のところ、そういったものは確認されておりません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確認されていないというのは、ないということによろしいんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 台東区のほうで把握しているものはございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 あと、このガイドラインが出されてから、いわゆる問合せとか、セクシュアルとか、からのご相談、または区民の皆さん、実際に受ける方のご相談などは実際にありましたでしょうか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 今回の広告に関することであれば、そういった苦情や相談等はございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

これから先ですけれども、これらがもし苦情や相談などがあるということであれば、台東区としてはどこにどのように相談をすればよろしいのかというのは、そこをちょっと教えてください。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 区のホームページに、今回このあはきのガイドライン、こちらも載せてございまして、そこの下の部分に我々の担当部署の連絡先もございます。

あとは、7月の本委員会で報告させていただいております患者の声相談窓口とか、そういったところでもご相談いただくことが可能です。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そうですね、一応きちんと見るとあるということが分かるんですけど、なかなか最初にちゃんと相談窓口などにたどり着くとかいうところが難しいところもあったりするかと思うんです。そういう意味では、これからも皆さんにすぐ分かりやすいという、その辺はぜひとも努力というか、やっていただきたいということをまずはお願いいたします。

そして、ここでは継続的な点検と指導を求めるということですので、これから先もこういうことについては点検してくださいという中身だと思うんです。そういう意味では、現在ないからということではなく、やはり具体的に継続というか、このことについては実施していくという意味で、共産党としては採択でお願いいたします。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。あはきと柔整は国家資格で、保健所に申請が必要なものなので、保健所としてもやっぱり指導する権限はあると思っているんですが、一方で、私、資格ない整体とかマッサージ店のほうの広告にやはり問題があるなと思うところがあって、それについては、このガイドラインもそういったところ、資格のないところは、そういう過剰な広告とかしないようにみたいなどころも入っていると思うんですね。保健所にはそういった資格のない整体院とかは申請が不要なのと、あと、あはきや柔整との区別が一般的にすぐつけにくいというのがありまして、そちらへの指導というのは、保健所ではなく、どなたが指導というか、そういう権利があるんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 一般的なりラックス効果のあるようなマッサージ、そういったものについては、東京都のほうが管轄になっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

今までのお話聞いていると、保健所管轄のあはきや柔整のほうは、きちんと指導がされているのかなというふうに思うんですが、そういった整体とかマッサージ店、違反している場合、放置していいものではないんですけども、保健所の役割ではないというところで、ただ、この陳情者の一部その細かい言葉を見ると、一斉点検とか入っているのはちょっと難しいのかなと思いつつも、趣旨としては理解できるので、趣旨採択でお願いしたいと思います。

○委員長 ほかに。

岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 自民党としましては、このあはきの、先ほど中澤委員から質問していただいたり、中村委員から質問があったように、もうしっかりと点検をしているというところを含めて考えておりまして、先ほど風澤委員からもありましたけれど、私も見ていて、無資格治

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

療で小顔矯正とかってうたっているところは多く散見されているなというふうに、私自身も柔整関係の仕事をしていたことがあるので、よく感じているところではあるんですけども、あはきや柔整の方々は一しっかりをそれを守っている方のほうが多いと思います。ですので、一部それに遵守していない方に関しては、これからも引き続き指導を徹底していただいて、このご意見自体は理解はできるんですけども、もう既にしているというところで不採択というふうにさせていただきたいと思います。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 先ほどの岡田委員、中村委員、中澤委員のお話もありましたけれども、しっかりと点検をしているということと、今後も点検をしていくというところもありますので、当会派としましては不採択とさせていただきます。

○委員長 それでは、これより採決いたします。

本件については、趣旨採択を求める意見がありますので、まず、趣旨採択することについて、挙手により採決いたします。

それでは、本件を趣旨採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は、趣旨採択しないことに決定いたしました。

それでは、次に採択することに賛成の方の挙手を求めますが、挙手少数の場合、本件は不採択となります。

これより採決いたします。本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は、不採択することに決定いたしました。

○委員長 次に、案件第2、陳情7-10、国民健康保険の区民に対する資格確認書の一斉交付についての陳情を議題といたします。

本件は、新たに付託されたものであります。事務局次長に陳情の趣旨を報告させます。

(櫻井議会事務局次長報告)

○委員長 それでは、本件について、ご審議願います。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 まずちょっと、台東区では被保険者に対して資格確認書を交付していることを確認していますが、何点か確認をさせていただきます。

国保の被保険者のうち、マイナ保険証としてひもづけている割合と、また資格確認書を交付している方の人数をまず知りたいのと、2点目は、台東区、7月9日にコールセンターを設置していますけれども、その相談件数、また分かったら相談の内容なども分かる範囲で教えてくださいたいと思います。

○委員長 国民健康保険課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎松上研治 国民健康保険課長 お答えいたします。令和7年8月1日時点の実績となりますけれども、国民健康保険の被保険者数4万2,365人のうち、マイナ保険証を登録されている方は2万2,130人、登録者割合としては52.24%となっております。

次に、コールセンターの実績なんですけれども、こちら発送当月であります7月は218件でしたけれども、8月には51件、9月は24日時点ですけれども26件となっております。

また、主な問合せ内容なんですけれども、月次報告が出ている8月までのものとなりますけれども、資格確認書もしくは資格情報のお知らせの使用方法ですね、そちらについての質問が177件と約8割ぐらいを占めているような状況で、それ以外には高齢受給者証が今回一体化されたんで、それは交付されないのかとかいうふうな問合せ等がございました。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 ありがとうございます。

この陳情の中にも書いてありますけれども、マイナ保険証の登録解除申請をして資格確認書の発行を行う、そういう加入者が相当いるというふうに書いてあるんですけれども、台東区では現状、そのマイナ保険証の登録を解除して資格確認書の申請をしている人というのはどのぐらいいるんですか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 こちらのほう、資格登録解除の申請件数ですけれども、7月が38件、8月が32件、9月につきましては26日時点の数値になりますが13件となっております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 分かりました。ありがとうございます。

台東区、そのマイナ保険証を先ほどひもづけている方が2万2,000人ということで、これは東京都の平均を上回っていますし、また必要な方には資格確認書も届いていると。またさらに高齢者とか障害者に対しては2枚持ちも可能ということで、特に大きな問題はなく進んでいるかなというふうに思っています。

ただ、やはりまだ環境整備が整っていないことであったり、また先ほど言った要配慮者に対して2枚持ちができるよということの周知不足なんているのもあるのかなというふうに思っていますので、その辺は区としてもやはり国にしっかり要望して続けていっていただきたいなというふうに思っています。

しかし、やっぱり我々の会派としては、この医療DXの推進とか効率化、また10月1日からはマイナ救急も全国展開されるということで、さらなる情報取得の迅速化であったり利便性の向上というところは期待しているところでございます。

先ほど課長の答弁からもありましたように、必要なところにはしっかりした資格確認書が届いているということなので、また再度全対象者に対して資格確認書を一斉交付するという必要性はないというふうに我が会派では判断をして、この陳情の取扱い是不採択とさせていただきます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、マイナンバーカードの取得率は伺いました。それで、このいわゆる利用率ですね、利用率は何%でしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 台東区におけるマイナ保険証の利用率でございますけれども、7月末の数値になりますが、31.7%でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 確認書は括弧された。

それで、そこでいいますと、やはり非常に低いと、取得率も利用率も非常に低いというところで、やはり実際に利用するに当たっては、マイナ保険証のお持ちでない方、また持っている方、いろいろあるかと思えますけれども、いわゆる受診をするに当たっては何通りの受診の仕方といいますか、確認の仕方があるのでしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 医療にかかる場合の基本的なかかる方法ですけれども、マイナンバーカードをお持ちでない方は、有効期限内の健康保険証もしくは資格確認書で、マイナンバーカードをお持ちの方はマイナ保険証もしくは今月19日からスマホ対応のマイナ保険証が運用開始になったので、そのどちらかの一応2通りというふうな、基本的なものはなります。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、スマホというか、お持ちの方、お持ちでない方というふうにありましたけれども、そのほかにも具体的には何通りかあるのではないかなと思うんですけど、その細かいというんですか、そのところまではないのでしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 こちら、今、委員おっしゃられているのは、多分マイナンバーカードに登録したマイナ保険証の資格情報が読み取れなかったときとかのいわゆる随時の対応処理のことだと思われますので、そちらのほうで回答させていただきます。

その場合には、ご本人がマイナポータル画面を示す、もしくはマイナカードと資格情報のお知らせをセットで提示する、それから、最悪の場合、初診の場合だと被保険者資格申立書を提出し、最新の場合だと、過去の受診請求に必要な資格情報を把握していれば患者への口頭確認というふうな方法が国から示されています。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今ご説明いただいたんですけれども、皆さん、今のご説明で、あっ、そうですかと、すぐ分かったと、こういう感じかというところが今あるかなと思うんですけど、これが医療現場のところでは、随分大きな負担になっているんじゃないかというふうに思うんですね。こういうことも含めると、また先ほど言った認証をなかなかできない、あと持ってい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ると紛失の心配があるなど、いろいろな形で皆さんの心配があるかと、不便さがあると思うんです。ですけれども、もともと今までの紙の保険証、1枚あれば今まで問題なかったわけですから、そういう意味ではやっぱり紙の保険証でというのを言いたいところなんですけれども、今回は、これらをみんなに出してくださいと、確認証を出してくださいということですね。確認証について見ますと、今、ここにも書いてありますけれども、渋谷区、世田谷区などで全体一斉に発行したということなんですけれども、そのほかに都内、または全国では幾つぐらいあるでしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 特別区においては、この2区以外はございません。全国となりますと、一応厚生労働省とかの話だと、今のところ、この2区以外からこの方針を示しているところはないというふうな形では聞いております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 私のほうでの、じゃあ情報の確認もきちんとしますけれども、大田区もこの方向で行うということというのを聞いているところなんですけれども、じゃあ、その確認はまた後ほどお願いいたします。

そういうことで、私もさきに申しましたように、9月19日から今のスマホもあったということでのあれですけれども、じゃあ、次の質問です。区内でこのスマホで対応できる医療機関は幾つあるのでしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 厚生労働省のほうでホームページで医療機関とかの一覧を出しているんですけれども、そこを確認したところ、台東区内では44か所で行っていました。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 台東区の医療機関、全てで幾つでしょうか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 台東区の医療保険機関の数でございしますが、4月30日時点ですが602件ですので、そちらマイナ保険証対応のところは44というところですので、全件ではございません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 また9月19日からということなんですけれども、10%以内と。あとは、各医療機関に聞きますと、非常に医療でのマイナ保険証で、確認できない場合の手間や何か非常に大きいということでの、やっぱり医療機関への負担があまりにも大き過ぎる制度ではないかというふうに思うんですね。それらを一番今、手っ取り早くというか、できるというところでは、本来、先ほど私が言いました、保険証そのままというのがいいんですが、制度的にもう12月から廃止したということもありまして、この資格確認書については、やはりしっかり出していくということが利便性を向上するっていいですか、区民、国民の負担を少なくしていくというこ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

とにつながると思うので、私はこの陳情には採択でお願いいたします。

○委員長 ほかに。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 今年度の第2回定例会でも会派の青柳議員も一般質問したように、私たちの会派は採択でお願いします。

今、伊藤委員からもありましたように、マイナ保険証による資格確認のトラブル、あちこち報告されています。今年の8月、9月に行った千葉県保険医協会の調査では、回答した医師の約9割が何らかのトラブルがあったと報告しています。医療機関の窓口でも混乱の原因となっているために、現場からもマイナ保険証を持っていたとしても資格確認書を発行してほしいという要望があります。

実際に一斉交付した世田谷区の保坂区長に直接聞く機会がありまして、まだそういった環境がまず整っていないということと、マイナ保険証を持っていない人に発行するだけでなく、持っているけれど資格確認書のほうがいいのか、今は持っているけれど、今後、先ほどもありましたけれど、登録解除した人に資格確認書をまた発行しなければいけないという手間とかも発生するので、利用者、医療機関、あと職員さんの負担とかも考えて、もう最初から全員に発行してしまうということでの発行したということをお聞きしました。

ですので、いずれマイナ保険証になっていくのかなということは考えられますけれども、今の時点では全員に交付ということで、陳情については採択としたいと思います。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 今、様々委員のほうから質問がありまして、答えを聞いておりました。現状的には、特に台東区ではトラブルはないということはないと思うんですけれども、しっかり進んでいるのかなというふうに感じます。

マイナ保険証に関しても、確かにどうやっていいか分からないとか、先日もちょっと電話ありまして、どうしたらいいのかって電話ありまして、しっかり持って行ってやってくださいって言ったら、できましたという返事ありましたので、やってみないと分からないという部分あると思うんですね。そういう面では、これはしっかりと進めていかなければいけない部分もありますので、今の段階で資格確認書を全員に交付するというのは、いろいろ経費もかかりそうですしね、たくさん大変な部分ありますので、そういう面では、特にその送るということは必要ないのかなという判断できますので、うちの会派としては不採択でお願いしたいと思います。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 我が会派も結論的に言うと不採択です。

この中で、厚生労働大臣が、最後は自治体が判断と答弁したと、6月6日、ありますけれども、この際に、大臣はあくまで国としては一律の交付をする必要があるとは考えていないと発言もされていらっしゃいます。一斉交付をすることによる事務手続の煩雑化などを考えたと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

きに、その少ない部分でのトラブルというのは、当然新しいものを入れたら出てくるものだと思いますけれども、基本的には全自治体の判断というところを、ここ、強調していますけれども、その上で国としては必要ないというふうに考えていることに関して、台東区もそれと同じく、必要性を感じなければやらなければいいことじゃないかなというふうに思っておりますので、不採択でお願いいたします。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

先ほど、風澤委員のご指摘もあったとおり、不安の声だったりトラブルがあるのは事実ですので、そこは受け止めなければいけない部分はあるんじゃないかなと思っています。

ただ、資格確認書は既に送っているということがありますので、再度新しく全て交付するというものに関しては行政負担になってしまう部分もありますので、患者さんが、区民の方が不安にならないように、今後に対応していきながら、本会派としましては不採択とさせていただきます。以上です。

○委員長 石川議長。

◆石川義弘 議長 今、医療機関の中でマイナ保険の機械や何かの設置されているところは、医療機関は600幾つって言っていたけれど、どのくらい設置されて、されていないところってどのくらいあるんですか。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 こちら4月30日時点の数値になるんですけども、区内の保険機関が、先ほど申し上げたとおり602件で、導入済みが531件ということで、導入割合は88.2%となっております。

○委員長 石川議長。

◆石川義弘 議長 大分そういう意味では安定して導入されてきているのかなと。きっと残りの何%かは、高齢化の先生などで、導入することを拒否しているのかなという気がするんで、大分進んできているのかなと思います。

大きい病院ではトラブルも大分なくなっているんじゃないかと、トラブル数というのは把握していますか、内容と。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 国民健康保険課で直接把握しているちょっと事例のほうは、すみません、把握してございません。

○委員長 石川議長。

◆石川義弘 議長 全然分からないのか、それは。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 直接でなくて言われていることになりますけれども、例えば外字が黒字で示されるとか、そういったものとかがあるということは聞いております。ただ、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

その黒字の点につきましては、システム標準化で共通文字が導入されることで、国の、この前、保険審議会のほうだと、7割以上を来年度、解消する予定だというふうな形が示されておりました。

○委員長 石川議長。

◆石川義弘 議長 もう一つ、今のは病院のほうでのことですよね、患者さんから直接というのはないですか、役所のほうに。

○委員長 国民健康保険課長。

◎松上研治 国民健康保険課長 こちらのほうは、直接そういった苦情的なものとかは私のほうではちょっと把握してございません。

○委員長 石川議長。

◆石川義弘 議長 ありがとうございます。

○委員長 これより採決いたします。

本件については、挙手により採決いたします。

本件について、採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○委員長 挙手少数であります。よって、本件は、不採択することに決定いたしました。

○委員長 次に、案件第3、特定事件の継続調査についてを議題といたします。

おはかりいたします。

本委員会の特定事件については、議長に閉会中の継続調査の申出をいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 ご異議ありませんので、本委員会の特定事件の継続調査については、そのように決定いたしました。

○委員長 次に、本委員会の行政視察について申し上げます。

初めに、視察日程については、諸般の事情を勘案し、資料のとおり決定させていただきたいと思っております。

次に、視察都市及び視察テーマについては、資料のとおり正副委員長案を作成いたしましたので、いかがでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 それでは、そのように決定いたしました。

なお、お尋ねしたい事項と視察日程の詳細については、決まり次第ご連絡いたしますので、よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 以上で、案件の審議を終了いたしましたので、事務局次長に委員会報告書を朗読させます。

なお、年月日、委員長名、議長名及び陳情者の住所、氏名の朗読については省略いたします。
(櫻井議会事務局次長朗読)

○委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、同じ所管からの報告については、一括して聴取いたします。

また、補正予算については、報告を聴取するのみで質疑は行いませんので、よろしくお願いいたします。

初めに、福祉部の補正予算について、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について及び包摂的な支援の仕組みづくりに係る実施方法の変更について、福祉課長、報告願います。

福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 それでは、本定例会に提案いたしました令和7年度補正予算のうち、福祉部所管に係る予算の概要をご説明いたします。

資料1をご覧ください。1ページをご覧ください。一般会計の歳入でございます。歳入予算を9,304万5,000円増額し、補正後の福祉部総額を192億7,177万2,000円といたします。

課ごとの内訳でございます。福祉課は高齢者へのスマートフォン購入費助成に対する都補助金として、高齢者施策推進包括補助事業費を記載のとおり増額補正いたします。

2ページをご覧ください。高齢福祉課は、前年度の介護保険会計の超過繰り出し分の精算による繰入金として、記載のとおり計上いたします。

介護保険課は、前年度の低所得者保険料軽減費の国及び都負担金の交付追加として、記載のとおり増額補正いたします。また、前年度の介護保険会計への超過繰り出し分の精算による繰入金として、記載のとおり計上するものでございます。

3ページをご覧ください。一般会計の歳出です。歳出予算を5億8,717万5,000円増額し、補正後の福祉部総額を319億7,835万3,000円といたします。

課ごとの内訳でございます。福祉課は、前年度に歳入した都支出金の超過受入れ分の返還金として、記載のとおり計上いたします。

4ページをご覧ください。高齢福祉課は、国・都支出金の過年度超過受入れ分の返還金として、記載のとおり計上するとともに、高齢者デジタル活用支援において、高齢者へのスマートフォン購入費助成に要する経費を記載のとおり増額補正いたします。

介護保険課は、介護保険会計の予備費の財源更正に伴い、介護給付費繰出金を記載のとおり減額補正いたします。また、前年度の低所得者保険料軽減繰出金の精算による追加繰り出しとして、記載のとおり増額補正いたします。

障害福祉課は、国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として、記載のとおり計上いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

松が谷福祉会館は、1階から3階の空調設備取替え工事に要する経費として、記載のとおり増額補正いたします。

保護課は、国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として、記載のとおり計上するものでございます。

5ページをご覧ください。債務負担行為です。松が谷福祉会館の空調設備取替え工事につきまして、令和8年度の債務負担行為の限度額を4,850万7,000円に定めます。

続きまして、6ページをご覧ください。介護保険会計の歳入です。歳入予算を3億1,400万円増額し、補正後の福祉部総額を186億9,446万4,000円といたします。

課ごとの内訳でございます。介護保険課は予備費の財源更正のため、介護給付費繰入金を記載のとおり減額補正いたします。低所得者保険料軽減繰入金は、前年度の一般会計からの繰入金の不足分精算のため、記載のとおり計上いたします。また、前年度の剰余金を繰越金として記載のとおり増額補正するものでございます。

7ページをご覧ください。介護保険会計の歳出です。歳出予算を3億1,400万円増額し、補正後の福祉部総額を186億7,479万8,000円といたします。

課ごとの内訳でございます。国・都支出金及び支払基金交付金の過年度超過受入れ分の返還金並びに一般会計繰入金の前年度超過受入れに伴う繰出金として、それぞれ記載のとおり計上いたします。

8ページをご覧ください。介護保険課は、前年度の介護保険料剰余金等を介護給付費準備基金に積み立てるため、記載のとおり増補正いたします。また、前年度に歳入した国・都支出金の超過受入れ分の返還金及び一般会計繰入金の前年度超過受入れに伴う繰出金として、それぞれ記載のとおり計上するものでございます。

福祉部の補正予算についてのご説明は以上です。

続きまして、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について、ご報告をいたします。

資料3をご覧ください。1、概要です。東京都が行う公衆浴場向け燃料費高騰緊急対策事業に合わせ、区内一般公衆浴場の所有者または経営者に、光熱費の高騰に対する支援を本年4月から9月にかけて実施しております。このたび都の事業期間延長に合わせ、区の支援を継続し、保健衛生上の必要な公衆浴場の経営の安定化を図るものでございます。

2、支援内容です。対象者は、区内20か所の一般公衆浴場の所有者及び経営者です。支援期間は、本年10月から12月までの3か月間で、支援額、1浴場当たり6万円、月額換算2万円を申請に基づき一回して支給いたします。

3、予算額は、歳出として120万円です。

4、今後の予定です。令和7年10月の事業実施を予定しております。

本件ご報告は以上でございます。

○委員長 それでは、台東区公衆浴場物価高騰対策支援……

(「委員長」と呼ぶ者あり)

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 失礼しました。

福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 続きまして、包摂的な支援の仕組みづくりに係る実施方法の変更について、ご説明をいたします。

資料4をご覧ください。1、経緯です。社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の構築が区市町村の努力義務となりました。この体制の構築のための手段として、重層的支援体制整備事業（以下「重層事業」という。）が創設され、交付金を活用した取組を令和8年度から実施することといたしました。

2、重層事業交付金に係る国の動向です。国は、一部対象事業の限定化や基準額の減額、事業開始に当たっての実施プロセスを要件化するなど、大きな見直しを図っているところです。国の要件を満たさない場合は、重層事業の交付金だけでなく、他の関連する既存事業の交付金も交付されないなどの影響が生じる可能性があります。

これらを踏まえ、3、今後の区の実施の方向性としては、（1）令和8年度から実施予定としていた重層事業の実施を見送り、重層事業交付金を活用しない支援の仕組みづくりを検討していきたいと考えております。

このため、（2）として、これまでの世代や属性を問わない相談窓口の実施や、複雑化・複合化したケースに対する組織横断的な対応に向けた総合的な調整を担う体制の構築、多世代が交流する居場所の検討など、これまで推進してきた取組を引き続き実施してまいります。

また、（3）として、重層事業の中では対象者が限定されていたアウトリーチや参加支援について、効果的に支援を実施できるよう幅広く活用できる形を検討していくとともに、活用可能な他の補助金の検討を行ってまいります。

（4）に記載のとおり、重層事業は大きな転換点にあることから、国の動向を注視しつつ、見直しの全体像が示された後、改めて、その活用については検討していきたいと考えております。

4、今後の予定です。来年の第1回定例会において、令和8年度からの具体的な取組について、保健福祉委員会に報告する予定です。

ご説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○委員長 それでは、台東区公衆浴場物価高騰対策支援の実施について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 前回、うちの鈴木議員のほうから、これらの補助金を出すに当たって、浴場組合とのどのような話を行われたのか、これらが議事録にきちんと残すような形だったのかという、そういう会議体だったのですかということのご質問をしたかと思うんですね、これらについてのその後のご報告、お願いいたします。

○委員長 福祉課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎古屋和世 福祉課長 浴場組合の皆様と定期的に打合せなどは設けさせていただいております。その中で、こちらのほうで話をさせていただいた内容などについては、記録のほうは取らせていただいているところになっております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね、きちんと記録に残すということは非常に大事だというふうに思うんですけれども、これらが打合せというところで、これから先も終わるのでしょうか、それとも、きちんとした会議体というのか、こういうふうに発展というんですかね、そのようになっていくのでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 現段階では、特に正式な会議体の場を設けるという予定はございません。日常的に必要な打合せをさせていただきながら、お互いどのようなお約束をしていったのか、どのようなお話をしていったのか、きちんとお互い共通の認識が持てるように努めていきたいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今のところこういう形で進んでいるということでもいいのかもしれないんですけれど、やっぱりこれから先のことを考えたら、一定のきちんと形式、形などもつくっていく必要があるのかと思いますけれども、引き続きの検討をお願いいたします。

○委員長 要望ですか。

◆伊藤延子 委員 今先ほど、つくらないという答えだったので。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 こちらのほうとしましては、今のやり取りの中で特に何か問題が生じているとか、課題が生じているというところではございませんので、引き続き、このやり方を続けさせていただきたいというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 先ほどから言っていますように、今のところ問題ない、ですけれども、これからのことも考えましたら、きちんとというか、形をつくってやっていく必要があるかなということを、こちらとしては要望しておきます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 支援を延長するということなんですけれども、前回行っている4月から9月までの分の申請のされた数と、これ、申請に限っては期限というのはあるのでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 4月から9月の助成については、現時点で13浴場から申請をいただいております。

要項上、特に期限は定めておりませんが、9月1日を過ぎれば申請いただけるという制度のつくりにしておりますので、10月の初めの頃までにいただければということで、浴場組合の皆

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

様にはお願いをさせていただいているところでございます。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 20浴場ということなので、数は決まっていますので、10月もう入りますので、そろそろ申請をという感じで案内していただいて、漏れなくしっかりと皆さんに届くようにしていただければと思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 私も今、中澤委員からの質問と同じようなことをお聞きしようと思っていたんですけども、今の申請状況は分かりました。

燃料費とか、今回、光熱費ですけれども、下がるというのは、ちょっとほぼ考えられなくて、あと全国的にも銭湯の廃業とかいうのが増加していますので、台東区の銭湯を守るためにも、経営状況というのを確認していただいて、これで不足はないのかとか、あと東京都にはぜひとも支援を続けていただきたいということを働きかけてほしいと要望いたします。以上です。

○委員長 要望でいいんですね。

◆風澤純子 委員 はい。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、包摂的な支援の仕組みづくりに係る実施方法の変更について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 令和8年度からの事業を見送ることは理解いたしました。第1回の定例会のときに、令和7年度は福祉課への地域福祉コーディネーターの配置や社会福祉協議会との連携により、区としての相談支援機能強化を行うと報告があったんですけども、それがこの今回の報告の項番3の(2)、(3)になるのかどうかちょっと分からなかったんですけども、そちらの状況はいかがでしょうか。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 令和7年の第1回定例会保健福祉委員会でご報告させていただいた区の組織のほうに地域福祉コーディネーターを配置するというところでございますが、令和7年4月1日に福祉課のほうに社会福祉協議会から派遣をされました地域福祉コーディネーターを配置しております。

地域福祉コーディネーターを配置することによって、複雑化、複合化した課題で、各相談窓口等で、ちょっとこの後、どういうふうに対応していくべきか迷いが生じたものなどは随時ご相談を受けるとともに、必要に応じて各関係機関が集まって協議をしたり会議をするような場を設けるという体制を今取らせていただいているところでございます。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 国の動向にかかわらず、交付金を活用しなくても台東区で進めるべきところは進めていると理解して評価いたします。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

もう一度。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、地域コーディネートの配置などもされているということで、進捗状況ですかね、分かりました。

この中で、いわゆる重層的な取組というか相談ということになっていきますと、ここでは居場所の問題とか、この具体的なところでも進捗状況があるのかということと、あとは、こちらには、3番のところではアウトリーチなども行って参加支援、可能性を広げていくというか、のところには補助金の検討なども行っていくということで具体的なことが出されていますけれども、ここの一定の具体があったら教えてください。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 現在、区のほうでは、作業部会、検討会などを設置しまして、定期的に課題について検討を進めさせていただいているところになります。

今後この資料の3、(1)から(4)に書かれている内容について、具体化するための検討を続けさせていただきまして、じゃあ、具体的にどういったことをやるのかということにつきましては、4の今後の予定に記載させていただいております第1回定例会の保健福祉委員会でご報告させていただけるよう、準備を進めているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 引き続き、とても大事なことだと思うのと、あとは国がどうしてここまで言っているんですか、はしごを取るじゃないですけども、これからのところでさらにということで、交付金の活用などのというのを引き下げているとかいうところがありますけれど、これらについては何か国に対してとか、ご意見や何かあってないんですか、ないんですかとか、いっぱいあるんじゃないかと。

○委員長 福祉課長。

◎古屋和世 福祉課長 やはり国の対応というところで、重層事業を開始している先行自治体において、事業を実施すること自体が目的化し、なかなか交付金をもらっていても成果が出ていないというのが、全国的に幾つか見られるというところが一つ要因として上げられるというふうに認識をしております。

ただ、この件につきましては、直接国というよりも、東京都を通じまして、基準額の引下げではなく、やはり応援するような形で支援をしていただきたいだとか、そういった要望のほうは担当者同士でさせていただいているところになります。

○委員長 伊藤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 本当にこの事業、大切な事業になってくると思うんですね。そういう意味では、ぜひ頑張っていて、各庁舎内全体のご意見とかもしっかり聞いて進めていただきたいというふうに思います。要望します。

○委員長 よろしいですね。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施について、高齢福祉課長、報告願います。

高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 それでは、高齢者スマートフォン購入費助成事業の実施について、ご説明いたします。

資料5をご覧ください。項番1、目的です。東京都の補助金を活用し、行政のデジタル化に対応できるスマートフォンを初めて購入する高齢者に対し、購入に関する費用の一部を助成することにより、デジタルを活用した行政サービスの利用促進を図ることとございます。

項番2、事業内容です。(1)対象者は、台東区内に住所を有し、年度末時点において65歳以上の高齢者で、指定店舗においてスマホを自ら使用する目的で初めて購入し、同店舗内でスマホ教室を受講、購入したスマホに東京都公式アプリの登録、東京都LINE公式アカウントの友だち追加を行った方が対象となります。

なお、フィーチャーフォン等からスマホへ機種変更契約をした場合も対象になります。

(2)助成内容は、スマホの購入に関する費用のうち、3万円を限度に助成いたします。

(3)申請方法につきましては、都と協定を締結したキャリアの区内店舗において、対象のスマホを購入し、スマホ教室を受講した上で、その場で電子申請により区へ申請します。

項番3、補正予算額(案)です。歳入は東京都の補助10分の10を活用し、上限の1,000万円、歳出は1,175万6,000円で、なお、歳出には事務補助のための人材派遣に係る委託料も含まれております。

項番4、今後の予定です。11月中旬より周知を行い、11月下旬より申請の受付を開始する予定でございます。

ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 高齢者の方が初めての1台というのは、判別するかどうかに関してはキャリアが確認すると思うんですね、例えば、中古端末をそのままもらっていた方、譲渡された方だったり、家族からもらっている方というのはちょっと判別が難しい側面もあると思うんですけれども、公平性を担保するために、そういった対策のようなものはあるのか教えてください。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 購入店舗におきまして、過去のスマホの契約の有無、そういったものは確認いたしますが、まず、キャリアを横断しての確認は難しいということになっております。そのため、申請時に本人が記入するチェックリストによって、対象かどうか、そういったものを確認することとなっております。

また、買換えの場合、買い換え前のスマホが古いOSであったり、マイナンバーカードの読み取り機能が未搭載ということかどうかというのは、店舗のほうで確認をするということになっております。

○委員長 吉岡委員。

◆吉岡誠司 委員 ありがとうございます。

そうですね、今回は、じゃあそれでちょっとチェックリストというので確認してみて、今後何か問題があれば、また同じような事業があった場合に、しっかりと公平性を担保できるよう、よろしくお願いいたします。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 65歳以上で初めてスマートフォンを購入する方で、この事業を利用しそうな人というのは大体何名ぐらいかというのは、予測はついているのでしょうか。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 本事業の対象者として想定される人数なんですけれども、これが非常に算出としては難しいんですが、総務省の令和6年8月の通信利用動向調査、これの年齢別のモバイル端末を所有していないとか、ガラケーを保有しているとか、そういったものの保有率を参考に積算をいたしますと、区内ですと約1万5,000人というふうになっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

1万5,000人、65歳以上の高齢者でスマートフォンを持っていない人ということの人数ですよ。

○委員長 高齡福祉課長。

◎大塚美奈子 高齡福祉課長 今申し上げたのがスマホを持っていない高齢者の人数ということになります。ただ、今の1万5,000人というのが全国調査のもので積算をしておりますので、これが非常に台東区の人数で近いかどうかというのは、ちょっと不明なところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

ちょっと予算のほうが、これ、組み立てられていたので、何人ぐらいを予想しているのかなとちょっと気にはなったんですけれども、了解いたしました。

今回、東京都からの事業ということで、東京都の公式アプリとかLINE公式アカウントを追加しないといけないというのが、何かすごい抜け目ないなという感じはするんですけれども、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

スマホの教室というのはしていただけるようなんですけれども、私としては、初めて高齢者が利用するということで、やっぱりフィッシング詐欺とかネットを使ったレスキューサービスで高額請求が急増しているという報道を最近あったところなので、そういったトラブルに巻き込まれないような何か注意喚起も同時にしていただきたいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 東京都からキャリアを通じて協力店舗に依頼しているマニュアルの中で、スマホを購入する際に、ご本人に詐欺被害防止の説明をすることとしており、そのため、店舗でしっかりと説明はされるものと考えております。また、区からも、今後、協力店舗とやり取りする中で、再度、詐欺被害防止の説明をしていただくことを促すとともに、助成決定通知を申請者に送付する際にも、詐欺に関する注意喚起、そういった案内を行っていきたいと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 了解いたしました。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ちょっと確認なんですけれども、申請方法の電子申請、これはご自身でやるのか、誰かがやっていただけるのかというのは、どういった感じで行うのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 スマホを購入する際に、スマホ教室を受講して、その場で店舗の店員さんと一緒に申請まで行っていただくことになっております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 安心しました。

あと、もう1点、今後の予定で、区ホームページ等の「等」というのは、別にどこに周知しようと考えているか。区の公式ホームページ等の「等」というのは、何か別にどっか考えているところはあるのでしょうか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 基本的には、その場で入力するのが東京都の公式アプリ等になりますけれども、台東区のものにつきましては、今後、助成決定通知をお送りする際にご案内をさせていただいて、そこで後日、入力をしていただくことになります。

また、台東区の高齢者スマホ相談会等も実施しておりますので、そういったところでご案内はしていきたいというふうに考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 すみません、聞き方が間違えましたね、私ね。周知方法のところで、すみません、この区公式ホームページ等の「等」というのは、別にどういった周知方法を考えているか教えてもらってよろしいですか、すみません。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 大変失礼いたしました。公式ホームページ以外で広報だったりとか、あとは高齢者が集まるような事業のところでチラシをお配りする、また包括や民生委員さん等にもお願いをいたしまして、周知のほうを図ってまいりたいというふうに考えております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 分かりました。

せっかく事業を行うんで、しっかり使っていただければと思います。

東京都からの事業なので、なかなか自由が、台東区としては追加できないのかなというところもありますし、ただ、値段も3万円ということで、今、スマホも結構お値段が上がっているんで、自己負担も多いのかって考えると、なかなかぱっと動けるような金額ではないのかなと思いますけれども、ただ、でも今後、スマートフォンを使っていろいろな利便性が上がってくるって考えると、そこに寄与して使っていただければなって思いますので、ぜひとも周知しっかりしていただいて、より多くの方が使っていただけるように、せっかくの事業ですから、していただければと思います。以上です。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 2年ぐらい前に、この事業、独自だったか分からないですけど、文京区がやったじゃないですか。その文京区がやったときのスマホ購入助成を活用して購入した方って、人数って把握していますか。

○委員長 高齢福祉課長。

◎大塚美奈子 高齢福祉課長 文京区のほうで令和4年度から6年度まで実施しておりました。そのときの申請者数ですけども、令和4年度は10月から実施しておりまして267件、令和5年度が172件、令和6年度が150件というふうになっております。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 550人ぐらいの方がということですよ。すごく行政のデジタル化、これから推し進めていく上でいい事業だと思っています。台東区でもどれぐらいの方が、これ、申請してくれるか分からないですけども、先ほど課長からもあったけれど、台東区、いい事業をやっているじゃないですか、スマホ相談会ね、いきいきてらすの3階でやっていますけれども、これも今、毎週やるようになりましたし、それ以外にも出張相談会などもやったりしていますし、何が言いたいかって、キャリアでスマホを購入して、東京都が、これ、スマホ教室か、を受講してくださいというふうになっているんですけど、やっぱりご高齢者の方、私もそういうイベントをやったりしているんで分かるんですけど、1回や2回や3回や4回でも覚えられないじゃないですか。それはいいことなんです、何度も何度も同じことを聞くということはいいいことなんですけれども、やっぱりそういうことを台東区が率先して、今回購入された方々、新しくスマホを持った方々に、スマホ相談会に誘導するということがすごく大事な

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

というふうに思っています。

先ほど中澤委員がおっしゃっていたように、その周知の方法もスマホ相談会とかで周知するって言っていたけれど、そこはもうスマホを持っている方だから、そうじゃない方たちが購入した後にどういうふうに、古澤委員が言ったように、詐欺被害に遭わないようなりテラシーを身につけることであったりとか、そういう非常に購入した後のことが物すごく重要になってくると思うので、その辺を何百人の方が買ってくれるか分からないですけど、その後、その方たちには、ちょっと費用をかけてでも郵送したりとか、台東区がやっている事業を周知していくほうが非常に重要かなというふうに思います。何度も何度も同じ相談会に同じ人たちが来てくれるようにしてほしいなというふうに、ぜひ要望をして終わります。

○委員長 よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、介護・障害福祉サービス等事業者支援について、介護保険課長、報告願います。

介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 それでは、福祉部報告事項6、介護・障害福祉サービス等事業者支援について、ご報告いたします。

資料6をご覧ください。項番1、概要です。区では、東京都の実施する介護サービス事業者等物価高騰緊急対策事業に組み合わせ、本年4月から9月までの期間の光熱費等の支援を決定し、第2回定例会の本委員会でご報告をさしあげているところです。

このたび東京都より10月から12月までの3か月間の事業期間の延長が発表されたことに伴い、本区においても3か月分の支援を追加で実施するものでございます。

項番2、支援の内容です。(1)の対象・補助内容ですが、現在、支援を決定している4月から9月までの内容を継続するため、表中のサービス区分等については、本委員会でご報告をさしあげたものと変更はございませんが、支援金額の区に記載をしております金額については、前回の6か月分の半分の金額を記載しております。

また、表中、右下にあります障害福祉サービスに関する都の支援金額については、前回の報告時、都より詳細が示されていなかったため、令和6年度の実施時の金額を参考として記載しておりましたが、都の支援額が確定したため、その金額をお示ししております。

それに伴いまして、区での補助対象施設数及び予算額においても若干の見直しを行っております。

次に、(2)補助対象期間は、都事業に合わせ、令和7年10月から12月までの3か月分としております。

(3)対象事業者数は、介護、障害合わせて183事業者となります。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

次のページをご覧ください。項番3、予算額については、合算で1,805万4,000円を見込んでおり、既定の経費の活用により対応してまいります。

項番4、周知方法は、対象事業者への申請書送付により行います。

項番5、今後の予定です。11月上旬に申請書を送付し、受付を開始いたします。

ご報告は以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 対象事業者数が出ているんですけども、令和6年度は幾つの事業者が支援を受けたかって出せますでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 介護保険課のほうで対象となりました施設のうち124施設、約8割の方からのご申請を受けております。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 障害福祉の事業所につきましては、令和6年度は17件の事業所が対象となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。

特に障害福祉のほうで申請が少ないという、何か考えられる原因とあってありますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 こちら東京都の事業を申請していただくことということが前提になっておりまして、東京都の事業で補助が足りているという形で台東区のほうの対象にならなかったところが多いのかなと思います。なので、昨年度につきましては、こちらで想定していた対象が26事業所でしたので、そのうちの17事業所が対象となったというところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 了解いたしました。

都の分を控除されるということなので、申請に見合わないとか、それで申請しないという事業者さんがいるのは分かりました。

事業者さん、人手が足りなくて、ちょっと事務負担も大きいよということは聞いていますので、この支援自体は評価をするものなんですけれども、こういった補正で少しずつやらないように、何か東京都にも要望してほしいし、考慮してほしいなというふうには思っております。

さらにちょっと1点伺いたいんですけども、第2回定例会のときに、品川区が訪問介護報酬の引下げ分を補填したけれども、台東区はどうかって質問をしたときに、利用回数と給付額ともに改定後のほうが増加しているので考えていないという答弁いただいたんですけども、決算も出たと思いますので、実際の数値というも教えていただけますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。令和5年度と報酬改定後の令和6年度の訪問介護事業者への給付の状況としまして、まず利用回数につきましては、増嵩として約2万回増嵩しております。また、給付額につきましても約3,700万円の増となっている状況でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

訪問介護利用回数は2万回増えて、それに併せて給付額も増えているのでしょうか、訪問介護事業所というのは増えているんでしょうか、前年度からの推移も含めて、令和5年、令和6年あたりで教えていただけますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。台東区内の訪問介護の事業者数の推移になりますが、令和5年度が65事業所、令和6年度が63事業所となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。

ということは、令和6年度はマイナス2ということで、でも訪問介護利用回数は増えているので、介護士さんが増えているのか、それとも介護士さん1人当たりの回数が増えているのかとか、もちろん介護の内容によって、回数だけでは一概に言えないのは承知しているんですけども、相当頑張っているんじゃないかなというふうに考えています。

全国では、介護事業所さんの廃業とか相次いでいて、区内でお聞きすると、どの事業者さんも人手が足りないというふうにおっしゃられていて、一番はやっぱり人件費とか賃金の上昇が必要と訴えられているんですね。今回の支援には承知するものなのですが、台東区の介護、障害福祉サービスを維持するために、もう少し思い切った支援を今後はしていただきたいなと思っています。

先ほど、令和6年度、マイナス2事業所数なんですけれども、これはただ単にマイナス2だったのか、それとも新規もあつてのマイナス2だったのか、その新規と廃業の内訳みたいなのって分かりますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。

令和5年度におきまして、新規が5事業所、廃止、休止を合わせて4事業所となっております。それらの差引きとして、すみません、65のうち1件が新規という扱いとなっております。令和6年度につきましては、新規が1、廃止、休止が合わせて3事業所となっております。令和5年度から令和6年度のマイナス2というのは、そういったものとなっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ここでその廃業もやっぱり少なからず区内にもあると。理由についてここ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

で伺うことはしませんけれども、令和6年度の厚労省の社会保障審議会というところで報告したのがあると、この休廃止の理由というのが人員不足というのが飛び抜けて多いということが報告されていますし、介護分野の中でも、この訪問介護に特に就業の希望者が少ない、やっぱり2番目の理由としては金銭面でのことなんですよ。なので、介護分野に携わる方の多くが女性ということもあって、ほかの分野でも10万円ぐらい低く抑えられている分野での賃金、上昇させるというのは介護事業を守るということにもなりますし、男女の賃金格差ということにも是正につながるということなので、人件費にも還元できるような今後支援をぜひとも考えていただきたいと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 今、区として、事業者への支援としまして、例えばですけど介護職員の研修受講費の補助、また採用活動に係る経費の助成などを行っております。区としてはそういった事業所運営上に必要な経費の一部を助成することで、例えばそこから余剰の分を人件費に充てていただけるような取組となっているかなと思いますので、引き続きそういった助成制度の運用を進めていきたいと思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 今回、了承します。

○委員長 ほかに。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、風澤委員のご質問で私のも随分あれですけど、いわゆる今回、事業所、実態調査行うことになっているので、そこでって、また言われるかとは思いますが、今、いろいろでの赤字の事業所って、トータル的に言いますと、赤字の事業所というのは何事業所ぐらいあるというふうに把握されていますか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 お答えさせていただきます。区のほうで各事業所の収支の状況、赤字が何事業所あるというところは把握はできておりません。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね、毎回お聞きするけれど、そこは把握できないということですが、先ほどの、本当に賃金を上げていくということなどを含めると、本来出したい賃金を計算すると赤字になって、やっぱり賃金を抑えざるを得ないというところが非常に多いと思うんですね、各事業所さん。こういう中で、本当にヘルパーさんの獲得ができない。台東区としては、ヘルパーさんの獲得ということでフェアをやったりとかいろいろな形で努力されているというのは分かるんですけども、そういう中でどれぐらい具体的に介護人材が増えているんでしょうか。

○委員長 介護保険課長。

◎浦田賢 介護保険課長 詳細な数字が今手元になくお答えはできないんですけれども、就職

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

フェアのほうで参加されている事業者の方からは、フェアによる求人によって実際に就職につながったというお声を数件いただいておりますので、そういったフェアなどでの事業者支援というのは実ってきているのかなというふうに実感しております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 今、数名ということでお聞きしましたが、何か毎回というか、この1年、2年というか、その何年間、その数年間の中で、やっぱり新しい採用がゼロなんだという事業者さんなども聞いておりますので、ここは引き続きやっていただくことと、やっぱり先ほど風澤委員もお話しされていた、賃金が上がるという、ここをやらないと増えないと思うんですね。本当に各自治体としてこの介護をしっかりと守っていくためには、やっぱり台東区の自治体としても一人一人の賃金が上がるという対策を立てていただきたいということを私のほうも希望いたします。

○委員長 要望ですね。

よろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、重度身体障害者グループホームフロム千束の運営について、障害福祉課長、報告願います。

障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 それでは、重度身体障害者グループホームフロム千束の運営についてご報告いたします。

資料7をご覧ください。項番1、経緯です。これまで本委員会でご報告しておりますが、現在の身体障害者生活ホームフロム千束は、入居者が日中も施設内で過ごすことができるよう、日中サービス支援型のグループホームとして整備を進めているところです。この整備により、本施設は障害者総合支援法における福祉ホームから同法の共同生活援助に根拠法令が変わるため、現行の条例は廃止いたします。

これにあわせて、整備後のフロム千束につきましては、運営形態を指定管理者制度から行政財産使用許可に変更いたします。

項番2、運営形態を変更する理由です。

1つ目は、今後、利用者の高齢者、重度化により、その状態や生活スタイルが変化していくなど、利用期間の長い障害者グループホーム特有の課題が発生してくることに對して、状況に応じて支援体制の速やかな変更など、運営法人の自主的な対応が可能となること。

2つ目は、今後、民間による施設整備も含めて、障害者施設に対するニーズに変化が生じた場合においても、既定の事業内容の柔軟な変更や調整が可能になること。

3つ目は、区立施設では、国からの介護給付費が減額となる事業があることや、例えば物価

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

高騰対策など、東京都の補助事業が対象外となる場合があることから、運営形態の変更により歳入確保を図ることができることです。

項番3、変更内容です。根拠法令は、記載のとおりです。運営形態は、指定管理者制度から行政財産使用許可に変更いたしますが、運営法人については、引き続き台東つばさ福祉会となります。この変更により、整備後は本施設の設置条例がなくなることとなります。

項番4、今後の予定です。フロム千束は、整備後は現在の9名から18名に定員が増加いたします。その増加する入居者について、運営法人の台東つばさ福祉会において、令和7年12月から募集をし、入居審査を令和8年2月に実施いたします。また、令和9年第1回定例会で、現在の生活ホーム条例について廃止議案の提出を予定しています。その後、改修工事が終了し、準備が整いましたら運営を開始いたします。

説明は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 今、利用されている方の高齢化・重度化により、グループホームに移行するということなのですが、高齢化によりというところ書いてあるんですけども、65歳になったときというのはどのように対応されているとか、されていくとかいうのってありますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 65歳以上になりますと、原則介護の移行というところはありませんけれども、障害福祉サービスにつきましては、その方の状態に応じて、引き続き利用するようなことも含めて柔軟に対応しているところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 介護保険優先原則の対象外ということも国から明示されているので、65歳になっても障害福祉のほうで柔軟に対応いただけるというのはよかったと思います。

しかし、比較的軽度の障害の方が低額で住める福祉ホームというのは、グループホームに入るほどじゃないけれど、独り暮らしや家庭で生活できるほどでもないとかいう方々のセーフティーネットでもあったはずなんですけれども、そこはどう考えているかお聞きしたいなと思います。

あと、今回は福祉ホームからグループホームへの変更なんですけれども、逆にグループホームや施設にいて自立を望むけれども、不安がまだ残るから、福祉ホームみたいなのところだったら生活できるとか、独り暮らしの移行の間に福祉ホームを挟むといった利用もできるとても貴重な施設だと考えているんですが、変更後というのは、福祉ホームは、台東区はゼロになってしまうということなんです、その辺、ちょっとどう考えているかお聞きしたいです。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 今回の変更で福祉ホームという形ではなくなるというところなんですけれども、例えば今、風澤委員のおっしゃられたような、今後はグループホームを見込んで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

いるけれども、まだそこまでではないというような方がいらっしゃる場合というのは、今、グループホームの中で一部体験事業とかを実施しているところも区にはございますので、そういったところでいろいろ、ご自身で家から出て、ご自身でそういったグループホーム等での生活、そういったところを体験していただいて慣れていただいて、そういったグループホームに入るということが必要になったときに、グループホームを考えていただくというような、そういった流れはできるかなと考えております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 福祉ホームはあれですもんね、住まいということで、そこから日中どこかに出かけていったりとかいうところで、グループホームだと、基本的にはずっとグループホームにいて、もちろん外出支援とかで行くことはできるけれども、ちょっと意味合いが違うのかなというふうには思っているんですけども、そういった家と、本当にグループホームみたいなところの中間みたいなところの位置づけというのもちょっと福祉ホーム、あったのかなというふうに思っていて、今回のフロム千束は、高齢化、重度化で移行していく。さらに定員数も増やすというところなんですけれど、やっぱり福祉ホームがなくなってしまうのがちょっと懸念が残ったりとか、あと国の動向とか見ると、障害福祉サービス事業にも限定されていた要件というのも外して、法人とかの参入も促すって目的もあるようなんで、くれぐれも質というのを落ちないように注視してほしいし、そういった今、福祉ホームに入っているような対象の方々というのの行方とか居場所みたいなのも、今後考えていっていただきたいなというふうに思います。

あとは、こちら変更後というのは、ショートステイというのは受入れとかはどのような感じになるのかというのって決まっていますか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 それにつきまして、本委員会で過去にもご報告しておりますけれども、ショートステイは2床用意する予定となっております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ぜひ、こちら多分、大人が対象になるんでしょうか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 年齢につきましては、今後また検討していくところではございますけれども、この施設は今現在の入居者も含めて、一応障害者の方を対象ということにしておりますので、年齢につきましては、障害者の方が対象になるのかなと思っておりますけれども、今後運用していく中で、ショートステイについての年齢の引下げだとか、そういったところは状況を見ながら法人と一緒に検討していきたいと思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 前回の定例会のときの陳情にもあったように、ちょっとお子さんのショートステイというのが、やはりかなり厳しい状況にありますので、ぜひ検討していただけたらと

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

思います。以上です。

○委員長 ほかにありますか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、生活保護の現況について、保護課長、報告願います。

保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 それでは、生活保護の現況につきましてご報告させていただきます。

資料8をご覧ください。初めに、1番、被保護世帯・人員数の推移でございます。この3年間の国、東京都、本区の状況を表にまとめております。人員数につきましては、経済回復に伴う雇用環境の改善もあり、国、東京都、本区とも減少傾向となっております。

本区の数値については右端にございますが、本年6月時点では前年同月比で世帯数が299世帯の減、人員数は351名の減となっております。

続きまして、2番、世帯類型別被保護世帯数の推移です。各類型の構成比について、大幅な変化はございません。累計の中では高齢者世帯が65.8%と最も比率が高くなっております。

続きまして、3番、申請件数の推移です。令和6年度は818件の申請があり、前年度比で84件の増となっております。

2ページ目をご覧ください。4番、保護開始理由の推移です。貯金等の減少・喪失による開始が最も多く、約47%となっております。

最後に、5番、保護廃止理由の推移です。死亡及び失踪による廃止が約66%と高い割合となっております。

報告は以上でございます。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ここで相談件数はどれくらいあるのかを、ちょっと年度で教えてください。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 相談の件数の推移になりますが、令和4年度で2,194件、令和5年度で1,939件、令和6年度2,092件、いずれも延べ数になってございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 こういうことで見ますと、これは延べ数ですね、そうすると同じ人が何度か行くというか、そういう中での申請件数が令和6年は818件ということになるんですね。

こういう中で、何回か私も保護に同行することなどがあるわけですがけれども、こういう中で申請数は818件、確定数は幾つになるのでしょうか。申請件数と確定数は違いますよね。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 すみません、ちょっと整理させていただきますと、相談にいらっし

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

やった方が全て保護申請をされるわけではございませんので、相談件数と資料の3番の申請件数、これは直接的にはリンクしてこないものになります。

申請された818件の中で、実際に保護を開始された方、次ページの保護開始理由の推移と書かせていただいておりますが、令和6年度であれば一番下段の766件の方が保護開始に至ったというところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 本来というか、相談を受けるという中で、少し私が心配というか危惧しているところがあるんですけれども、やっぱり生活困難であったりするので、相談に行っているだろうというふうに思うんです。こういうところで、財産というんですか、そういうことなども一応確認しながらやっているかと思うんですけれども、保護に至らなかった内訳ということは、具体的にはどんなところがありますか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 内訳数、実際の数字をご用意しているわけではないんですが、実際にお話をさせていただく中で、明らかに財産を有していて保護申請していただくことは可能ですが、ちょっと保護の基準には該当しない可能性がありますということをお伝えする場合もございますし、実際に保護を受ける場合の条件ですね、そういったところをお伝えしたところ、ご自身でやはり保護申請は今回はされないというようなことをおっしゃる方もいらっしゃるという状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そのほかに、自分としては保護を受けようと思った、ですけれども、いわゆる少し働く力もあるのかな云々ということで、自立支援といいますか、そちらのほうも併せてご相談というか支援しているかなと思うんですけれども、こういう中で自立支援のほうに回るといって、そちらに支援する数というの結構あるんですか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 実際にはほぼ、申請直後に当然自立してくださいって直ちにつながれるわけではございませんので、保護受給中の方が対象になってくるというところになってまいります。そういった方につきまして、稼働年齢層にある方、なおかつ疾病等を有していない方、ある程度制限されるところではございますが、そういった方につきましては、ケースワーカーのほうから支援させていただきながら就労につなげていこうということで取り組んでいるところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうですね、やっぱり働く能力があるけれども、うまく働けないとか、そういう方たちへの支援というのは、それはそれで非常に大切なことというふうに思うので、それはやっていただきたいんですね。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

それで、非常に本来ちょっとここでとは思いましたが、ご本人たちの、ここに保護の理由の中で一番大きいのがご本人の病気ですかね、世帯の傷病ということが一番大きいということがありますので、それでいいのかなって、そういうことをきちんと受け止めていただきたいなということをまず感じて、引き続き丁寧に対応していただきたいということがあります。

非常に難しいというか、ご本人たちの財産などもしっかり確認をしなければいけないというところでされるかなというふうに思うんですけど、財産の確認というのはどんな方法でされていますか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 保護申請に当たりましては、受給者への保護費の給付額に影響してまいりますので、資産額のほうを正確に確認させていただくということがございます。確認に当たりまして、申請者の方に同意をいただきまして、その場の所持金、確認させていただくと、銀行等に口座をお持ちで、そちらに貯金があるようであれば、そちらのほうを確認させていただきますということで、同意をいただきながら確認しているという状況でございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。

そこまでは分かるんですけど、当日、所持金幾らですかというような形でお財布の中身なども見る状況があるということもありまして、やはり本当に保護を受けるに当たっては、頑張りたいという思いがあったり、やむなくというんですか、ために相談に来られるという状況があります。ですので、この財産の隠していたりというのも当然論外ですけれども、これらの点検の仕方というのは、やはり自尊心を傷つけないような形でやっていただきたいということを強くちょっと要望しておきます。

地方というんですか、今までのところでお財布の中身まで点検をするというところがあるということで、その自治体は、やはりそれは間違っているだろうということで、そういう方法は取らないということを議会でも、議会かな、決めたということもあるようです。台東区においても、ぜひともそういう形でやっていただきたいというふうに思いますが、そこはいかがでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 先ほど申し上げた所持金の確認の中で、ご本人様にお話をさせていただいて、その際にご本人様のほうから所持金のほうを拝見というか見せていただけるケースというのはございます。ただ、それをやるのに当たっても、当然ご本人様のご意向を伺いながらという形でやらせていただいておりますので、今ご指摘のありました来所者の気持ちを傷つけないように対応していくというところは、丁寧に対応させていただきたいと考えているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そこは本当に注意してやっていただきたいというふうに思います。以上で

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

す。

○委員長 よろしいですか。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 今お話お聞きしまして、私からちょっと2点ほど。今回、昨年から少し申請件数のほうが増えていて、国においても今の調査方式になってから過去最高の申請件数だったという報道もありました。申請しやすくなったという状況なら本当にいいことだと思うんですけども、申請に至らなかった相談件数とかを見ても、やはり生活が苦しいという人々が増えている表れだと思いますので、今答弁にもありましたように、適切に対応していただきたいと思います。

国内では、利用する権利があるのに受給していない人があまりにも多いですね。捕捉率が非常に高いので、その辺をやはり、捕捉率が低いので、高くしていけるように努めていただけたらと思います。

以上要望なんですけれども、1つ質問としては、6月に2013年以降の生活保護引下げは違法との最高裁判決が出たんですけれども、それについて何か問合せなどが来ているとか、何か区としてどういうふうにしようかってというのは、何か考えていることってあるんでしょうか。

○委員長 保護課長。

◎久木田太郎 保護課長 こちら、大阪、愛知のほうで生活保護に関する最高裁の判決が出たことにつきましては認識しているところでございます。

しかしながら、本区におきましては、まだ、現在、訴訟のほうを継続させていただいているというところがございますので、そちらについて、判決を前提としてこのように対応するというような答弁につきましては、申し訳ありませんが、ちょっと現段階では差し控えさせていただきたいと思います。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 はい、分かりました。本当に国にやってもらうべきところなんですけど、追加支給となったりとかいうときに、自治体の事務負担とか、そういうのが非常に過重になって、住民サービスが、それでまた低下にならないようにはしっかりと国には求めていってほしいと思っております。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、健康部の補正予算について、台東区中核病院運営協議会報告について及び台東病院等運営協議会報告について、健康課長、報告願います。

健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 それでは、本定例会にご提案させていただいております令和7年度補正予算のうち、健康部所管に係る一般会計補正予算第4回の概要をご説明いたします。

資料9をご覧ください。一般会計第4回補正予算の歳出でございます。補正額7,006万1,000

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

円を増額し、補正後の額を115億3,431万5,000円といたします。

内訳でございます。健康課では、都支出金の保健医療政策区市町村包括補助の前年度超過受入れ分の返還金として1,321万8,000円を計上いたします。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。保健予防課では、結核対策費に係る国庫負担金の返還金等国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として3,817万6,000円を計上いたします。保健サービス課では、出産、子育て応援交付金に係る国庫補助金の返還金等国・都支出金の前年度超過受入れ分の返還金として1,866万7,000円を計上いたします。

補正予算についてのご説明は以上でございます。

続きまして、台東区中核病院運営協議会報告についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、事前資料1をご覧ください。本協議会は、永寿総合病院が台東区の中核病院としての機能及び役割を適切に果たしているか、また、区が要請している政策的医療を安定的に行っているかについて、評価、検証を行うことを目的に設置されたものです。委員には、学識経験者、保健医療関係者、区議会、区民の代表の皆様で構成されており、開設以来、毎年度開催されております。

それでは、令和6年度の運営状況に関する評価、検証結果をご報告いたします。

項番1、協議経過でございますが、資料の記載のとおり、小委員会と全体会をそれぞれ1回開催いたしました。

項番2、運営状況でございます。詳細につきましては別添の運営評価表に記載しておりますが、主な内容は以下のとおりでございます。

(1) 事業収支につきましては、病院全体の収益は、区からの補助金3億円を含め、約118億8,000万円、費用は約123億4,000万円で、約4億6,000万円の赤字となっております。

また、区が要請している産科、小児科等の政策的医療に関しましては約4億3,000万円の赤字となっております。

(2) 設備投資につきましては、約3億9,100万円の投資を行っており、医療提供の質を維持、向上させるための定期的な施設、設備の更新が行われており、区民に利益を還元していると評価をされております。

項番3、評価結果ですが、運営に関する5項目について3段階評価を行った結果、全ての項目でA評価となっております。それぞれの評価については、次のページをご覧ください。

(1)の組織・機能、(2)の役割・使命、(3)の経営・管理、(4)の経営倫理・運営の評価につきまして、いずれもA評価でございました。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。これらの評価を基に、総合評価でございます。医療機能の充実につきましては、産婦人科、小児科の一体的な運営により、小児科の入院患者数は大幅に回復しており、周産期医療体制の強化が図られている。また、救急医療では、準夜間帯の医師増員による受入れ体制が強化され、救急車受入れ件数及び応需率がともに改善し、区の中核病院として安定した救急医療体制を維持している。さらに、緩和ケア病棟では、医師の

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

増員により体制が充実し、病床稼働率は94.7%と高水準を維持していることなどから、区が要請している医療を安定的に供給し、計画的に機能強化が図られていると評価をされています。

医療連携・地域支援機能につきましては、他の医療機関との連携において、紹介患者及び逆紹介患者数の回復により、地域医療支援病院としての要件を継続して満たしている点や、感染症対策において、区内2病院に対し、計4回の訪問指導を行うなど、区内の医療提供体制における中心的な役割を担っていると評価されています。

経営状況・設備整備につきましては、病床稼働率及び診療単価、ともに改善が続いており、安定した運営が継続されている。特に、緩和ケア病棟では常勤医師の増員により、94.7%と高い稼働率を維持している点などが評価されています。

コンプライアンス、ガバナンス体制につきましては、定期的な研修の実施により、組織運営の適正性が保たれている。また、外部専門家を招いたハラスメント防止対策の実施など、職員が安心して働ける職場環境づくりに注力し、人材の定着や健全な職場づくりに取り組んでいる点が評価されています。

以上のことから、永寿総合病院は区の中核寺院としての機能を十分に果たしており、地域医療の質の向上と経営の安定化に向けて継続的な努力を重ねており、総合的に高く評価できるとされたところでございます。

なお、資料に記載はございませんが、今後の病院支援について申し上げます。

本協議会において、昨今の物価高騰の影響による経営環境の厳しさについても議論がなされたところでございます。医薬品や医療材料、光熱費などのコスト上昇に加え、医療人材の確保や処遇改善への対応など、病院運営における固定費が大きく増加している状況が全国的に広がっており、病院によっては診療科目の削減や廃院が起きております。本協議会では、永寿総合病院も同様の事態であり、さらなる支援の必要性についても意見が出されました。

一方、下谷、浅草の両医師会からは、区に対し、支援要請の要望書が提出されています。

区といたしましては、必要な支援に向けた検討を進めており、早急に対応してまいりたいと考えております。

台東区中核病院運営協議会の報告のご説明は以上でございます。

引き続きまして、台東病院等運営協議会報告についてご説明させていただきます。

恐れ入ります、事前資料2をご覧ください。本協議会は、台東病院と老人保健施設千束がその機能及び役割を適切に果たしているかを評価、検証し、運営の透明性と区民への説明責任を確保することを目的に平成21年の病院開設以来設置されているものです。委員には、学識経験者、保健医療関係者、区議会、区民の代表の皆様で構成されています。

それでは、令和6年度の運営状況に関する評価、検証結果をご報告いたします。

項番1、協議経過でございます。資料記載のとおり、部会と全体会をそれぞれ1回開催いたしました。

項番2、運営状況でございます。詳細につきましては別添の運営評価表に記載をしております。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すが、主な内容は以下のとおりでございます。

(1) 経営状況につきまして、病院と老健の総収益は約33億3,000万円、うち指定管理料は1,870万円、総費用は約32億9,000万円で、全体の収支は約3,500万円の黒字となりました。損益の内訳といたしまして、病院は約2,400万円の赤字、老健は約5,900万円の黒字でございます。

(2) 利用者実績につきまして、病院の病床利用率は89.3%、外来患者数は1日当たり213.6人、老健の入所利用率は97.0%、通所は1日当たり37.8人となっており、特に老健は高い利用率を維持しております。

項番3、評価結果ですが、全9項目について3段階で評価を行い、全ての項目でA評価でした。

恐れ入ります、2ページをご覧ください。各項目の評価内容でございますが、(1) 役割・機能の評価では、在宅療養支援のほか、重症心身障害児(者)短期入所事業が新たに開始され、支援の幅が広がった点が評価されました。

(2) 効率性・経済性の評価では、物価高騰の中でも病院と老健を一体的に運営することで、効率的な事業運営が実現されている点が評価されました。

恐れ入ります、3ページをご覧ください。(3) 計画性・改善状況等の評価では、H I V陽性者の受入れ体制や身寄りのない高齢者への成年後見制度の活用など、区民の福祉向上を目指した取組が評価されております。

恐れ入ります、4ページをご覧ください。これらの評価を基に総合評価といたしまして、台東病院につきましては、病床利用率は高水準を維持し、在宅療養患者への支援や夜間・休日の緊急受入れ数も増加し、成果を上げている。また、近隣特養からの緊急受入れや嘱託医派遣も継続しており、高齢者の慢性期医療を担う拠点病院としての機能を果たしている。さらに、新たに開始された重症心身障害児(者)短期入所事業も、地域で暮らすご家族の支援として高く評価されました。

老人保健施設千束につきましては、感染症の影響による一時的な在宅復帰率の低下はあったものの、適切な空床管理により、高い入所率97%を維持している。また、H I V陽性者の受入れ体制も継続し、地域医療のニーズに応える取組が評価されました。

収支につきましては、患者数及び利用者の増に伴い、収益は増加しましたが、物価高騰や補助金の減少の影響により、病院単体では赤字となりました。

人材の確保につきまして、専門職の確保では一定の成果が見られましたが、事務職の確保は依然として課題となっている。人材育成面における研修の充実や地域イベントの参加を通じ、地域に根差した人材育成が進められている点が評価されました。

今後に向けて、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、今後も利用者や運営協議会等の意見を踏まえ、区や地域の医療機関等と連携を図りながら質の高いサービスの提供を図ることが求められるとされたところでございます。

長くなりましたが、ご説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 それでは、台東区中核病院運営協議会報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 採算性の低いとされる分野を区が要請して担ってくれていて、とてもありがたいと思っています。2つの科についてちょっと質問させていただきます。

緩和ケア病棟なんですけれども、医師を増員して稼働率が94.7%と高く、お見送りされた患者さんの人数も前年度比70人増えていますので、大変努力されているんだと思うんですけれども、恐らく待機している方も多いんじゃないか、あと、希望しているのに入れなかったという方もおられると思うんですが、その辺って分かりますか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 答えいたします。

緩和ケア病棟でございますが、入院希望は多いと伺っております。現在、待機の患者はおりませんが、先週末時点でも一般病床に緩和ケアの患者が入院しているというところでは、常にニーズがあるという認識でございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。箱の大きさが決まっているので、なかなか難しいと思うんですけれども、恐らく治療しながら、同時に緩和をやっていくというのが今の流れになっているので、必ずしも緩和ケア病棟にということではないかもしれないんですけれども、痛みやつらさというのを取っていくような専門の緩和ケアの先生の下でというところは非常に大きいと思いますので、また、今後も充実をしていただければなというふうに思っております。

もう1個は、産婦人科のほうなんですけれども、無痛分娩ですね、とうとう永寿でも開始になって、とてもよかったと思っております。ご存じのように、欧米では無痛分娩がとても高く、一番高いのはフィンランドで約90%、無痛分娩で行っていますが、日本では10%弱というところで、東京都でももう10月1日から助成が始まることになって、今後、さらに注目されるようになると思います。無痛分娩のこの費用助成事業の対象に、先日見た時点で永寿が入っていなかったんですけれども、9月22日付で永寿も対象病院になって、よかったなというふうに思っています。昨年は医師1人を増員して、309の分娩に対して、9ページによれば、無痛は10件ということなんですけれども、助成とかも始まる、助成事業が始まるので、今年度はまたぐっと上がるのかなというふうに思われますけれども、この医師1人以外のスタッフ、この医師というのは、麻酔科なのか産科なのかちょっと分からないかもしれないんですけれども、そういったスタッフの充実も同時になされたかというのは分かりますでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 令和6年度でございますけれども、産科の医師を1名増員したというところで伺っているところでございます。麻酔科の医師については、産科で増員したわけでは、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

増員とかはしておりませんで、既存の医師で活用しているというところがございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。何か日本だとおなかを痛めて当たり前みたいな、そんな風潮があるんですけれども、女性が痛い思いをしなくていい出産を選べるように、今後、永寿のほうで、リスクもそれなりにありますし、自然分娩でもあるんですけれども、しっかりと安全なお産をできるように、区としても支援を検討、引き続きいただけたらと要望します。以上です。

○委員長 ほかにありますか。ない。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、台東病院等運営協議会報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 台東病院も地域の病院として、とても役割を担ってもらっていると思っています。ここについて3つほど、ちょっとお聞きいたします。

最初は、まず、今のH I V陽性者の件なんですけれども、千束のほうで受け入れてくれているということ書いてあって、逆にちょっとびっくりしたのが、今も受入れが困難な状況にほかの施設だとあるんだというところに逆にちょっとびっくりしたんですけれども、H I V陽性だからといって、別に、何ていうのかな、内服管理だとか、あと、感染のリスクというのも普通の日常のケアにおいては感染しない、そういうこと分かっていますので、そういったところでこの千束の取組を逆にほかの施設に共有していくような、H I V陽性者へのケアはこういうふうになれば受入れ、別に困難なことないんだよみたいな、そんなところを周知とか、ほかの施設に対してしていただけたらなと思うんですが、その辺ってどうでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 委員おっしゃるとおり、H I V、エイズにつきましては、医療の進歩に伴いまして、慢性疾患となって、基本的な感染対策で十分対応が可能でございます。

一方で、H I V、エイズ陽性者の方々も高齢化に伴いまして、施設入所を希望する方が出てきているところではございますが、正しい知識の不足や偏見等により、入所先がなかなか見つからないといった状況もございました。そこで、保健所のほうでは、H I V、エイズに関する正しい知識を啓発することで、施設入所に対する偏見等を解消し、施設入所につなげることを目的といたしまして、昨年度でございますが、専門の講師を招いて講演会を実施したところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。その講演会というのは、千束で行ったということですか。その講演会は、台東区の千束で行われた、老健千束で行われたんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 場所につきましては、台東保健所の3階で実施をさせていただきました。基本的には社会福祉施設の職員ですとか医療従事者向けに専門講師を招いて、講演を行っていただいたものでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。やっぱり施設の従事者とかから、まず、偏見とかを取り除いていってほしいなというふうに思っています。ここに困難な理由が書かれていないので分からないんですけれども、もしそういうことであれば、そのようにぜひ台東区から発信していただけたらなというふうに思います。

あと、次が、CTとMRIの即日結果報告とかも充実しているということが書かれていたんですけれども、これは専門の読影医が行って、結果を報告する体制が維持できているんでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 地域医療振興協会において運用しております東京北医療センターにおいて、台東病院と専用の回線をつないでおりまして、北医療のドクター、医師が読影のほうを行っております。

○委員長 風澤委員

◆風澤純子 委員 分かりました。しっかりとやっぱり、主科の先生でもなかなかCT、MRの画像を読み取るの結構大変なので、専門の読影医が行っているということで、安心というか、しました。ありがとうございます。

次、新規事業の重症心身障害児のショートステイなんですけれども、10か月で56日間利用されていると記載されていますが、それは何人になりますでしょうか。

あと、空いていた場合にしか使えないというような仕組みというのは変わっていないですか。

○委員長 障害福祉課長。

◎井上健 障害福祉課長 医療型のショートステイにつきましては障害者福祉課が担当しておりますので、私のほうから答弁させていただきます。

6年度の実績についてですけれども、延べ人数でいきますと、6年度は13名の方が利用されております。

また、空床利用ということ自体は変わらず、同じ運用でさせていただいているところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。使うかどうか分からないものをちょっと常に空けておくというのはなかなか難しいとは思いますが、どのぐらい空いているもので、希望した人が、何ていうのかな、希望すれば入って利用していただけているものなのかって、大体、状況とかって分かりますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 答えいたします。

台東病院において療養病床のほうでそちらのほうの受入れを実施しているところでございます。療養病床のほう、大体9割近く、90%の病床稼働があるんですけれども、いつも埋まっているわけではないというところもございまして、可能な限り受けていきたいというところで台東病院のほうからは伺っているところでございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。様々きつと努力してもらっていると思うんですけれども、やっぱり子供さんたちのショートステイのためにもいろいろ引き続き調整をしていただけたらと思います。以上です。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 台東病院、本当に頑張るというんですかね、やっていただいて、地域との連携なども非常に、病院祭なども含めて、非常に地域の方たちも台東病院、私たちの病院だというか、そういう印象が強くなってきているのかなというふうに思います。

こんな中で、区立の病院であるということがある中で、入院、入所するときに差額ベッドがどうしてもかかるといいますか、そういう中で、非常にちょっと困難っていいですか、を抱えている方たちもいらっしゃるということで、ただいま病院もどこも80%、90%が赤字だということでは、やむないのかなという思いもありますけれども、差額ベッドについての考え方はどんなふうにお考えでしょうか。

○委員長 健康課長。

◎大網紀恵 健康課長 差額ベッドにつきましては、個室の利用等をされた場合に発生しているかと思います。個室利用の際は、事前に、入院される前に説明をさせていただきまして、同意を取っているものと認識をしているものでございますが、ただ、どうしても入院期間中に収入が落ちたですとか、様々な理由で払えなくなってしまったという場合は分割等々で相談に応じているというところで伺っているところでございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 病院法、いろいろなところで医療上、必要であったりとか、セワイの場合は払わなくていいというのか、そういう免除とかも、免除というんですかね、そういうのがあるわけなんですけれども、どうしても入院のときに入院をしなければいけないということと、自分としては差額ベッドが払えないということがなかなか言えないという状況があったりということで、もうちょっと私、今回ののはちょっと詳しく聞かなければいけないところなんですけれども、やはり1日1万5,000円というのは高いと、区立病院ということであれば、もう少し安くならないのかなどというところも含めて、ちょっとご相談いただいたところなので、これらについても、ぜひ検討をお願いしたいと思います。

○委員長 質問ですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆伊藤延子 委員 ここで返事は求めません。

○委員長 求めない、はい。以上ですか。

◆伊藤延子 委員 はい。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 昼食時となりましたので、ここで休憩いたしたいと思います。午後は1時5分に再開いたしますので、よろしくお願いいたします。

午後 0時05分休憩

午後 1時04分再開

○委員長 ただいまから、保健福祉委員会を再開いたします。

○委員長 次に、令和7年度繁華街における屋外ねずみ対策について、生活衛生課長、報告願います。

生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 それでは、令和7年度繁華街における屋外ねずみ対策について報告いたします。資料をご覧ください。

初めに、項番1、経緯です。近年、繁華街においてネズミの苦情、相談を多数受けており、令和5年度より町会や商店街等でネズミ対策に取り組む地域に対し、対策事業を実施しております。この結果を踏まえ、今年度も引き続き繁華街におけるネズミ対策を実施いたします。

項番2、令和6年度の実施結果です。実施期間、実施場所は、資料記載のとおりです。実施内容は、令和5年度と同様の対応を資料記載のとおり行いました。

(4) 実施結果です。まず、防除対策です。各地域で4回実施いたしました。捕獲わなによるネズミの捕獲総数は、浅草地域が90匹、上野地域で181匹、浅草橋地域が18匹でした。巣穴等へ配置した殺鼠剤の喫食率の平均値は、上から約38.9%、43.5%、26.5%でした。毒餌箱へ配置した殺鼠剤の喫食率の平均値は、上から約2.3%、5.8%、6.8%でした。

続いて、ごみ排出状況の実態調査です。各地域で3回実施しております。袋のままや蓋を閉じた状態でないごみ容器でごみを排出するなどのネズミ被害への対策を講じない方法でごみを排出する未対策なごみ排出率の平均値は、浅草地域が約57.8%、上野地域が90.3%、浅草橋地域が52.0%でした。排出したごみに被害があった被害率の平均値は、上から約4.9%、8.4%、2.4%でした。

ごみ容器の購入費助成は、浅草地域で2件、上野地域で1件でした。

昨年度対象とした町会の方々からは、ごみの対策がネズミ対策に有効であることを理解した、ネズミの数は対策前より少なくなったと感じているという声をいただいております。

次のページをご覧ください。(5) 結果分析です。①防除対策は、ネズミが生息する巣穴等へ殺鼠剤を投入することが効果的です。②ネズミ被害への対策を講じないごみの排出率が高い

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

地域において、ネズミが多く生息しています。③繁華街のネズミ防除に対しては、ごみ出しの対策が不可欠です。

項番 3、令和 7 年度のネズミ対策の概要です。

(1) 屋外におけるネズミ生息状況調査についてです。本年度は防除対策を行う地域を決定するため、飲食店の件数が多い地域で広くネズミの生息状況を調査いたしました。実施期間は、本年 5 月から 8 月までで行いました。実施場所は、資料に記載のとおりです。実施内容は、捕獲穴の設置と喫食調査及び生息状況の目視確認を行いました。

実施結果です。別紙をご覧ください。赤色の地域は調査結果から屋外にネズミが多く生息すると推測された地域です。今年度は、この地域において対策を実施いたします。緑色の地域は、調査で屋外にネズミが清掃することを確認しましたが、生息数が多くない、または特定の施設付近で生息することを確認した地域です。水色の地域は、今回の調査でネズミの生息が確認されなかった地域です。

資料にお戻りください。(2) ネズミ対策についてです。①実施期間は、令和 7 年 10 月から令和 8 年 3 月までを予定しております。②対策地域は、先ほどご説明いたしました生息状況調査により、防除対策が必要と判断した浅草一、二丁目、上野二、四、六丁目、東上野三丁目です。③実施内容について、昨年度と同様に、調査及び防除対策を専門業者に委託し、実施いたします。また、これまでと同様に、対象地域に対するごみ容器の購入費助成を清掃リサイクル課にて実施いたします。

項番 4、今後の予定です。10 月から防除対策を開始する予定です。

報告は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 ネズミ対策ということで、どうしても繁華街を中心に行っているというところが見えているんですけども、繁華街以外のところのネズミ対策ってどういうふうに行っているか、取りあえず教えていただいてよろしいですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 今回対象となっていない地域についてですが、ネズミが発生しているなどの苦情が国に寄せられた場合には、職員による調査等を行い、原因となっている施設の所有者や管理者にネズミ対策の方法について、職員が助言を行ったりと、あとは啓発を行ったりということをしております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 今、ちょっと私の地域の中でも 1 件、ご相談してやっていたいているという最中であるんですけども、どうしても、今回、調査の表にありますように、緑色のところが若干ネズミが見られた、青のところがないという感じで、いわゆるネズミってどうしても対策されると、その横に逃げていくということもあり得るんですね。そうすると、意外と今、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

空白のところに今来ているような感じなんで、本当に地元の方からネズミの対策ということでたくさん相談受けている状況ではあります。

また、公園とか、そういう草むらにもネズミはいるような話もありますし、都道のところにも1件、大きな穴が空いていまして、確認してもらったら、都のほうでネズミの穴だった、前回埋めたんだけど、また開いているということで、また埋め直してもらったような感じで、いわゆる繁華街以外のところでもネズミが多少、どうしても、どこでもネズミ来ますから、そういう面では全体にやるというのは難しいと思うんですけども、様々ご相談がどうしてもあると思いますので、その辺は寄り添っていただいて、しっかりとご案内というか、ご相談を受けていただければと思います。

本当にネズミ、私も見るとぞっとするんですけども、決して害がある場合がどうしても多いので、その辺はしっかりと対応をしていただければと思いますので、引き続きよろしくお願いします。以上です。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 今回の報告は了承します。

ネズミをちょっと捕らえるとかごみの出し方とかとはちょっと違うかもしれないんですけども、生ごみを減らす取組というのを同時にしないといけないのではないかと考えていて、食品リサイクル法などもありますし、調理の過程で出るごみを減らす、食べ残しをなくすという2点とかがあると思うんですけども、その辺って事業者さん取り組んでいることってありますでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 お答えします。

事業系のごみの場合には、事業者の方が自分で契約をして出すという形になりますから、当然、ごみの量が多ければ、それは手数料のほうに跳ね返っていくというわけなので、自分の努力としてごみを減らすという、まず、取組があらうかと思います。

あと、ごみの出し方に関しては、ちょっとネズミの対策ともリンクする部分があるんですけども、ごみ出し方については工夫しましょうというようなことはこちらのほうでも啓発をさせていただいております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。まず、ごみをちょっと減らすほうなんですけれども、台東区は生ごみを捨てる暮らしから循環する暮らしへということで、家庭用にはコンポストを推進していると思うんですけども、事業者さんへのほうは、場所の確保とか難しいのは承知しているんですけども、ぜひそちらのほうの拡大も検討いただいたらどうかなというふうに思っています。

もう一つ、食べ残しについては、家庭向けのほうの、やはりたいとう食ハピDayとかの取組とか、環境委員会でも報告のあったリサイクル協力店制度の見直しとかも承知しているんで

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

すけれども、一つ、食べ切れなかった料理を持ち帰るスタイルというのをちょっと今、改めて推進していくののかなというふうに考えていて、一応、国のほうでは2030年に2000年度比、食品ロスを半減するというので、事業系のほうはもう達成しているようなんですけれども、目標を6割減に昨年変えています。もう何年も前ですけれども、青柳議員がドギーバッグというのを一般質問したことがあって、2020年には環境省もドギーバッグアイデアコンテストとか行っていたようなんですけれども、コロナとかもあって、ちょっと下火になっちゃっていたんですけれども、ドギーバッグというのは、外食で食べ残したものを犬に食べさせるんだというふうに言い訳をして持ち帰るバッグというか、袋のことで、アメリカとかを中心にすごいやった時期があったんですけれども、そういったオリジナルの袋というのを用意するかどうかは別として、衛生環境上、問題ない食べ残しについては持ち帰りを推進していくような取組を考えていってはどうかという、ちょっとここお話しされていないので分からないんですけれども、事業者向けにもコンポストとか、そういった持ち帰りの推進とかいうのを検討していってはどうかと思うんですが、要望じゃなくて、一回ちょっとお考えほど聞いてもいいですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 今、風澤委員のほうからいただきましたリサイクル協力店の仕組み、環境・安全安心特別委員会のほうでも報告させていただきましたけれども、その中の一つとしても、また検討していきたいなというふうに、メニューの中でちょっと検討させていただければと思っております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。引き続き注目していきます。ありがとうございます。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 ネズミ、横断したりいろいろということで、ここ地域を一応限定されたりしているところですが、時期ですかね、台東区はこの時期でやっていますけれど、文京区はちょっと谷中とかあちらですと、地域、お隣同士らしいですけれど、そこで時期が違うということでの効果などもちょっと違うというんですか、この辺についての連携などは取ることができるのかどうかということが1点、ちょっとお願いします。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 他自治体との連携につきましては、例えば東京都の上野公園ですとか、あとは文京区さん、そういったところと情報共有は行っているというところでございます。

実施時期につきましては、暑い時期に実施してしまいますと、ネズミの死骸とかが出て、そこからいろいろ衛生的な問題も出てきますので、基本的には少し涼しくなったからの時期で実施するようにはしております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かりました。どうも文京区は4月ぐらいからやるらしくて、ちょっとせ

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

っかくのことなので同時に、どちらがどうというのはあれですけども、ご相談できたらいいのかなというふうに思ってちょっと今言いました。

あと、毎回ここでごみの容器をどれぐらい使ってというのあるんですけど、ここ地域的にはごみの容器はどれぐらいのパーセンテージというんですかね、確保というか、されているのか、この件数が非常に少ないですよ、助成、購入費の助成件数というのが。だから、これがどのように効果的なのかとかも含めて教えて、お願いいたします。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 ごみ容器の購入助成に関連して、私のほうからお答えをいたします。

資料のほうにもありますように、令和6年度ごみ容器の購入助成の実績は3件でございました。なかなかこの購入の件数が伸びないところについての要因ですけども、一つには、既にもうごみ容器を使っていらっしゃる飲食店が一定数あるということ、ただ、すみません、質問にあったの、このパーセンテージまでは、すみません、こちらのほうでちょっと把握ができてございません。

それから、あと、お店や店頭、狭いというような理由でごみ容器を置くスペースの確保がなかなか困難である、あるいはごみを出した後にすぐにごみ容器をしまってくださいということを購入の条件にしているんですけども、お店は閉まったときに出して、それで、また次に来るのはお店が開く時間ということで、間が空いてしまうということで、なかなか出した後、すぐに回収することが難しく購入に至っていないというような理由が考えられるところです。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 そうということでの購入の原因というのかができないということだと、やはりちょっと新たな対策も立てていかなければいけないのかなと思うんですけど、その辺での検討がされているのでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 対象になったところに購入助成があるときにご案内のチラシをお配りしているんですけども、その中で、ごみ出し方を見直しましょうということで、合わせて啓発といいますか、チラシを配っております。この中身としては、容器を使用しましょうということ、それから、ごみを長時間置かないようにしましょう、つまり、ごみを出した時間と回収されるまでの時間をできるだけ詰めて、縮めていただけるとその間にごみを、何といいますか、荒らされてしまう時間を短縮することができるので、長時間置かないようお願いしたり、それからごみの出し方についても、置く場所ですとか収集場所のほうを何か変更できるようなことはないかというようなことを呼びかけているところです。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 それは個別に対応なんですか、それとも、その地域とか、そういう商店街とか、そういう形でのご相談なんですか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 お配りするときには、チラシを配るのはある程度、面といえますか、エリアでやっていますが、対象となるのは、事業系ですと1軒1軒が収集の事業者さんと契約をしていますから、ポスティング等を通じて、各お店のほうに呼びかけております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 かなりご苦労なことだとか、大変だなというふうには思いますけれども、やっぱり衛生上とかいろいろところで検討をしていただきたい。

あと、先ほど風澤さんもお話しされたように、いかにロスを少なくするかというの、本当に大きな事業だと思うので、その辺についての事業計画も立てていただけたらと思うんですけども、そこはいかがでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 これも繰り返しになると思うんですが、先ほどお答えしましたリサイクル協力店の制度の活用ですとか、それから、来年度には私どもの一般廃棄物基本計画の改定も控えておりますので、こういった中で検討できればというふうに考えております。

○委員長 伊藤委員。

◆伊藤延子 委員 分かり、ありがとうございます。頑張りましょう。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ネズミ対策なんですけれども、やっぱり私も見ていて、これ、ちょっと私の主観的な部分あるんですけれども、調査されていない部分もかなりやっぱりネズミが出ているなという印象はあります。最近本当に増えていると思っていて、道路の穴、陥没の穴にすみ着いていることが物すごく多いなという印象なんですけれども、その辺の中とか、そういった辺りの調査というのはされているんですか。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 道路になりますと、それぞれ所管している、国ですとか東京都、あとは台東区になりますけれども、それぞれで調査ということよりは、何かそういうところで見かけたという連絡が入れば、それぞれの所管のところに連絡をして、それぞれが対応するというような形になっております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 道路でネズミの発見があった場合、道路の穴の中にネズミが発見した場合は、保健所でなくて、例えば台東区の区道であれば、道路課ということなんですかね。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 なかなかそれが区道なのか都道なのかって判断しづらい。

◆岡田勇一郎 委員 例えば区道の場合。

◎福田兼一 生活衛生課長 はい、そういった場合にはそれぞれ、例えば区道であれば、道路管理課さんのほうと相談をして、どういった対応が取れるのか、それぞれ状況に応じて対応し

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ていきたいと考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 分かりました。ちょっとこれ、どうしようかなと思っていたんですけど、ちょっと言わせてもらいたいと思うの、ネズミを、いろいろな方が本当に出ていて困っていて、ネズミを捕っている方って結構いると思うんですよね。昔、うちも家に建て替える前とかはべとべとのやつにネズミが引っかかっていたいなので捕っていたのを何か30年ぐらい前やっていたなというイメージなんですけれど、ああいうので捕って捨てるときって、そのまま捨てていいんですよね。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 捕獲したネズミが生きている場合、ごみとして出すことができませんので、ご自身で処分することをお願いしておりますが、あとは亡くなってから、亡くなってからと言うのかな、生きた状態じゃない状態でごみとして出していただく。あとは、区ではご自身で行う処分方法の紹介を行ったりとか、あとは、ネズミの生体の回収を行う業者さんの紹介等を行っております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 じゃあ、捕った場合は、お亡くなりになるまで待ってごみに捨てればごみでいいということですよ。

○委員長 生活衛生課長。

◎福田兼一 生活衛生課長 基本的にはそのように考えております。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 分かりました、ありがとうございます。区民の方も捕ったものをどうしたらいいかというのが、本当にいつも困られているようで、そのまま、生きたまま捨ててしまうのか、死んでから捨てるのか、どうすればいいかというのをよくたまにお聞きされるもんですから、亡くなってから捨ててくださいということでもいいことですね、はい、分かりました。ありがとうございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 調査の結果が出てきて、上野地域のごみの未対策抽出率が90.3%と、何ともちょっと恥ずかしい状況だなというふうに思っています。

ネズミの発生、目撃する回数というのかな、私が一番多かったと思うのはコロナの直後だと思っているんですよ。あのとき、本当に大量に発生して、飲食店などもまだ休んでいる、自粛している飲食店があったり、そうじゃない飲食店があったりで、やっぱり営業している飲食店のごみ袋のところにもう10匹ぐらいが本当にごみ袋の中にいたとか、そういうのをよく見ましたけれど、最近、私の感覚、肌感覚ですけど、週に五、六回、上野を歩いていると、ネズミの数、総体的には私、減っていると思っているんですよね。それも、まちの人たちも皆さんそういうふうに言っている人もいるし、いや、変わらないよって言う人もいるんですけど、

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

私の感覚では半分ぐらいになっているなという感じがするんです。何でかなと思って、夜歩いて考えると、物すごく夜遅い時間帯でも、来街者が多いんですよね、今、上野の繁華街。やっぱりネズミがいれば、人がこういうふうに歩いていけばさっと逃げていくじゃないですか。人が多いところって、ネズミはやっぱり少ないのかなというふうに思っているんですよ。

ただ、やっぱり深夜、お店が閉店した後の2時、3時とか、4時とか、その辺は分からないですけれども、やっぱり朝になれば、今、現実としてあるのは、置かれているゴミ袋がもう散乱しているような状況というのは散見されます。ここでやっぱり問題にしたいのは、やっぱり未対策のゴミ袋をそのままポリバケツに入れないで出してしまう事業者に対して、本当にこれからどういうふうにしていくのかというのは新たな対策が必要なんだろうなというふうに思っているんですけれど、例えば他区でゴミ袋自体にネズミが寄りつかないような、何か特殊な素材を使ってゴミ袋、それを事業者の方に使ってもらったりしているところもあるじゃないですか。ああいうのというのは、実際、効果としてどうなんですかね、出ているんでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 今、委員からありましたのは、千代田区の、全域ではないんですけれども、ネズミがいやがると言われているハーブ系のものを袋に練り込んで、それを収集するゴミ袋のほうで使ったという事例があるようでございます。ただ、あくまでもこれはモデルというか、テストというか、そんな形でやられたものという、効果のほうはちょっとまだ確認ができておりませんが、あまり大きな効果なかったのかなというふうなところでございます。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 はい、分かりました、ありがとうございます。これからいろいろな何か、そういった最新の技術なども発展してきて、例えば上野の飲食店なんて本当にお店の中狭いから、ポリバケツ置く場所などがないという理由で購入しないところもあると思うんですけれど、ポリバケツだって例えば家庭用のゴミ袋を入れるような、折り畳めるようなやつがあったりするかもしれないし、分からないですけれど、適当に言っていますけれどね。そういうのがもしあるのであれば、そうやってお店の中に置いといてもかさばらないようなポリバケツを助成したりとか、台東区のほうで、そういう商品があればいいなというふうに思ったりするんですけれど、とにかくネズミ、先ほど私が少なくなってきたとは言った、こういう対策をした効果ももちろんあると思うんですけれども、とにかくゴミを外にそのまま放置をしてしまう、この上野の90.3%というの、ここの数を減らしていくしか、私は方法はないと思っているので、そこをちょっとこれから、私も含めて、皆さんで知恵を振り絞っていった改善していきたいなというふうに思っています。意見だけ申し上げて終わります。

○委員長 私も先ほど各委員から話あったんですけれど、未対策の地域で、特に公園の植え込み回り、巣穴なんだと思うんですけれども、そこから出入りするということを目視したことがあります、やはり目撃情報などを参考にさせていただいて、未対策のところもしっかりやってい

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ただきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、小児インフルエンザワクチン接種費用助成における対象ワクチンの追加について及び令和7年度新型コロナワクチン定期接種の自己負担額の変更について、保健予防課長、報告願います。

保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 それでは、健康部報告事項5、小児インフルエンザワクチン接種費用助成における対象ワクチンの追加についてご報告いたします。資料11をご覧ください。

項番1、経緯と目的です。令和6年10月に販売が開始された経鼻弱毒生インフルエンザワクチンは、従来の皮下注射に比べて、感染防御効果が高く、注射が苦手な子供の心理的・身体的負担の軽減が期待できるため、保護者などからニーズが高いワクチンです。

このほど7月にワクチンの製造販売元が昨シーズンに収集した情報を基に安全性に関する検証結果を公表いたしました。また、昨年、助成対象として先行導入した他区における状況等も踏まえ、現時点でこのワクチンの使用に懸念はないと考えられます。

そこで、接種を希望する方の選択肢を増やし、接種が受けやすい環境を整えることで、感染・発症予防を図ることを目的に、このワクチンを費用助成の対象に追加いたします。

項番2、追加するワクチンは経鼻弱毒生インフルエンザワクチンで、製品名はフルミスト点鼻液です。対象年齢、接種回数等は記載のとおりで、助成額は従来の皮下注射2回分相当の4,600円といたします。

なお、2ページ目に参考として、皮下注射と経鼻ワクチンとの比較を表にまとめておりますので、後ほどご覧ください。

項番3、助成開始は、10月1日からといたします。

項番4、予算額は記載のとおりで、こちらは従来の皮下注射を含む接種費用全体の予算額を記載しております。

項番5、周知方法は記載のとおりです。

ご説明は以上です。

続きまして、健康部報告事項6、令和7年度新型コロナワクチン定期接種の自己負担額の変更についてご報告いたします。資料12をご覧ください。

項番1、経緯と目的です。令和7年度以降の住民税課税世帯の方の自己負担額については、接種対象者の急激な負担増を避けるため、区が独自に経過措置を講じながら、定期接種B類疾病に準じた自己負担額まで段階的に引き上げることとし、今年は2,500円とすることを6月の本委員会でご報告いたしました。

しかし、8月に都が費用助成を決定したことや今般の感染拡大による重症化予防の観点から、自己負担額を変更し、今年度は課税世帯の方も無料といたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

項番2、対象者については記載のとおりです。

項番3、自己負担額です。今年度は課税世帯の方の自己負担額を変更し、無料といたします。非課税世帯の方及び生活保護受給世帯の方については、変更ございません。

項番4、予算額です。歳入は都の補助金の見込額を記載しております。歳出は、新型コロナワクチン定期接種に係る全体の予算額を記載しております。

項番5、周知方法は記載のとおりです。

最後に、今後の予定です。明後日、10月1日から定期接種を開始いたします。

ご説明は以上です。

○委員長 初めに、小児インフルエンザワクチン接種費用助成における対象ワクチンの追加について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中村委員。

◆中村謙治郎 委員 この報告事項のフルミストを費用助成の対象に追加するという事に関しては、我が会派としても了承します。

以前、今年の予特のときにうちの会派の早川議員からも意見を述べさせていただいておりますとか、要望させていただいているんですが、これまでのHAワクチン、皮下注射に関しては、台東区、1回2,300円の助成をしているんですけども、その中で、東京都は昨年度から13歳未満の子供がインフルエンザのワクチンを2回打つとき、区がさらに助成額を上げてくれるんだったら、1回につき最大1,000円をサポートしますという制度を始めていますけれども、これ今やっていないと思うんですけども、この制度を利用しない理由などが何かあるんだったら教えてください。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 東京都の補助制度については、委員、今ご指摘のとおりで、令和5年度を基準としまして、個人負担のさらなる軽減を行った部分に限り、1回1,000円を上限として補助するものとなっております。

本区では、それ以前から他区に先駆けて助成を開始しており、助成額の増額や対象年齢の拡大など、接種率の向上にこれまで努めてまいりました。さらなる増額につきましては、ワクチンの実勢価格等も勘案しながら、今後とも適切に判断してまいります。

○委員長 中村委員。

◆中村謙治郎 委員 適切に判断してもらって、分かりました。任意接種なんで、当然、接種費用が、またさらに上がってしまって、接種をする人にとってはあまり恩恵がないとか、そういったことも懸念はされるんですけども、せっかく東京都から1,000円の補助金が入るわけなんで、これはぜひ、例えば医師会の人にも協力をしてもらって、これまでの接種費用を例えば据置きをお願いをしたりとか、そういったこともこれから区のほうから医師会とも協議をした上で、ぜひ自己負担、費用負担を少し減らせていったらいいんじゃないかなというふうに思っています。都の補助金分の上乗せの助成を台東区もしてほしいということは、我が会派と

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

してはこれ意見でもありますので、改めて要望させていただきます。以上です。

○委員長 ほかによろしいですか。

(発言する者なし)

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和7年度新型コロナワクチン定期接種の自己負担額の変更について、ご質問がありましたら、どうぞ。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 ほかに無料となった自治体というのはございますか。

○委員長 保健予防課長。

◎尾本由美子 保健予防課長 先日、他区が実施したアンケートがございますが、本区を含めて、無料が6区というふうに聞いてございます。

ただ、予定額ですので、他自治体の動向により、方針を変更する可能性もございます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。令和7年度だと、ちょっと私が調べた時点で台東区しか、まだ公表されていなかったもので、ほかに先駆けてこういったことを打ち出したのは評価したいなと思っておりました。ありがとうございます。

日本感染症学会なども高齢者にはこのワクチン推奨するということを打ち出しておりますので、きちんと対象者を限定して、このように無料になったことは感染拡大防止のためにも評価したいと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

風澤委員。

◆風澤純子 委員 同時に、健康被害もたくさん報告されていますので、そちらの掲載のほうも力を入れていただきたいと思います。以上です。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

○委員長 次に、令和6年度ごみ量・資源回収量及びプラスチック分別回収実績について、清掃リサイクル課長、報告願います。

清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 令和6年度のごみ量・資源回収量が確定いたしましたので、ご報告いたします。また、今回はプラスチック分別回収について、これまでの実績を併せてご報告します。資料13をご覧ください。

項番1、令和6年度ごみ量、資源回収量です。表の1、ごみ量の変化をご覧ください。太枠内が台東区のごみ量、右側に23区全体のごみ量を記載しております。令和6年度の区収集のごみ量は3万8,682トンで、前年度に比較し1.5ポイント減少でございます。内訳として、燃やす

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

ごみ、燃やさないごみ、粗大ごみ、いずれも減少でございます。

その下の表、持込みごみとは、下の表の米印にもありますとおり、事業者や一般廃棄物収集運搬許可業者が清掃工場に直接搬入する事業系ごみのことでございます。こちらも0.3ポイントの減少です。

次に、表の2、資源回収量の変化をご覧ください。令和6年度行政回収の量は7,516トンで、前年度比約5.7ポイント増加でございます。主な要因はプラスチック分別回収が始まったことによります。プラスチック回収の実績については後ほどご報告いたします。

次に、ピックアップ回収です。こちらは、粗大ごみや燃やさないごみとして出されたものの中から家電製品など金属含有量の多いものを選別し、資源化ルートに回す方法のことでございます。生活家電ごみ持込み窓口で回収したものも含まれております。ピックアップ回収による資源化量は約6.9ポイント減少しております。これは燃やさないごみの減少傾向が続いていることが主な要因です。

集団回収の量は3,641トンで、前年比約3.1ポイントの減です。主な要因としては、新聞回収量の減少が影響しております。

2ページには参考資料として、23区の人口、区収集ごみ量、資源回収量及び資源回収率を記載しておりますので、後ほどご覧ください。

次に、3ページをご覧ください。項番の2、プラスチック分別回収の実績でございます。昨年10月より区内一部地域で、そして今年4月からは区内全域で、プラスチックの分別回収を開始しております。

(1)の表は、昨年度10月から3月まで、区内約3分の1の地域で分別回収を実施した際の実績でございます。なお、プラスチックに関しましては、回収量の単位がキログラムとなっております。開始しました昨年10月は3万3,470キロ、1日当たり1,420キロ、年度末の3月には4万5,380キロ、1日当たり1,745キロとなりました。

(2)の表は、今年4月からの全区回収の実績でございます。直近の8月までの実績を載せております。4月が10万8,840キロ、1日当たり4,186キロ、8月は12万2,710キロ、1日当たり4,720キロと、おおむね順調にプラスチックの分別回収が区民の皆様に定着してきているものと捉えております。今後も引き続き適切な分別回収のため、周知等に努めてまいります。

ご報告は以上です。

○委員長 ただいまの報告について、ご質問がありましたら、どうぞ。

中澤委員。

◆中澤史夫 委員 プラスチックの分別も皆さん協力いただいて、毎週、うちの地域も決まった日に分別をやるんですけれども、その部分だけ、前の山が一つ増えたという感じぐらい、皆さん出していただいているので、そういう面では、皆さんご協力いただいて、分けていただいているのはすごくいいことだと思いますし、順調に進んでいるんだなと思いました。

1点ちょっと確認したいのが、ピックアップ回収のところに入るのかな、いわゆるモバイル

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

バッテリー、リチウムイオン電池なんですけれども、今現在、台東区ではどのように処理しているか、教えてもらってよろしいでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 モバイルバッテリーにつきましては、まずは業界団体でありますJBRCの協力店のほうに持って行っていただきたいというのが一つ、それからもう一つは、お買い求めになったお店あるいは量販店のほうで持っていただく。ただ、実際には膨張したり、それから液漏れがあったりということで、引取りを断られる場合もあるというふうに聞いております。こういった場合には、端子の部分をテープ等を貼って絶縁をしていただいて、燃やさないごみの日に燃やさないごみとして出してくださいということで周知をしております。

○委員長 中澤委員。

◆中澤史夫 委員 はい、分かりました。なかなか廃棄方法がちょっと分かりづらいというのと出しづらい、どこに出していいかというところから迷い始めるとか、いろいろあると思うんですけれども、ほかの自治体でも、今、回収に向けて取り組んでいるところもあると思いますので、台東区もぜひともそういうところも取り組んでいただきたいなって思いますし、これ要望しておきます。

また、ちょっとこの前、土曜日かな、うちの地域の近くのところで収集車にちょっと火が多分というのがあったみたいで、消防車来て初期消火で終わったので、多分大丈夫だと思うんですけれども、そういう身近でもやはり、それが、モバイルバッテリーが原因かは分かりませんが、最近火災も多いので、そういう面ではなるべく火災が起きないように、いわゆる事故にならないためにも、できれば早くそういういろいろな方法で起きないように取り組んでいただければなと思いますので、以上です。要望しておきます。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。分別が進んだりとかいうのはいいと思うんですけれども、この資源回収の変化で、先ほど口頭で紙のことをちょっとおっしゃっていたと思うんですけれども、瓶、缶、ペットボトルの内訳の推移というの、3年分ぐらいでいいんですけれども、大体のものって分かりますでしょうか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 瓶、缶、ペットボトル、3年分ぐらいでよろしいですか。

◆風澤純子 委員 はいはい。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず、令和6年度ですが、全部、単位はトンで申し上げます。アルミ缶が33トン、それから空き瓶が2,147トン、それからペットボトルが1,347トン、戻りまして、令和5年度ですが、アルミ缶が同じく33トン、それから、空き瓶が2,183トン、ペットボトルが1,282トン、令和4年度が、アルミ缶が28トン、空き瓶が2,234トン、ペットボトルが1,202トンとなっております。

○委員長 風澤委員。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◆風澤純子 委員 ありがとうございます。明らかにちょっと前後とかすると思うんですけども、ペットボトルだけはすごい増えているなというのは、ちょっと推移が分かると思うんですけども、人口が増加したりとかコロナの関連とかで一概に言えないと思うんですけども、それぞれの企業のほうもペットボトルの軽量化というのは取り組んでいると思うんですね、こういうふうにちょっと軽めのペットボトルになっていると思うんですけど、それなのに量が減らないということは、恐らく本数としては増えているんじゃないかと思うんです、ペットボトルの。回収の量が増えているというところで、これは、何ていうのかな、販売量を分母としての回収量、回収率とか、量よりも回収率、さらに回収率よりもリサイクル率というのが何か重要なんじゃないかと思うんですけども、今回そこまで出すのは、ちょっと回収率とかまで出すのは自治体としては難しいと思うんですけども、さんざん私、ちょっと環境委員会のほうでも言ってきたんですけども、やっぱりペットボトルとかプラスチックというのは、リサイクル率って日本は高いとは言われているんだけど、海外ではサーマルリサイクルというのは含まないとか、そもそもの基準が違うので、本来のリサイクルの在り方にもぜひ注目してほしいなというふうに思っています。プラスチックを使う量を減らす取組とか、あと、区が回収した資源の行方についてもしっかりと後を追って行っていただきたいと思います。

一応、ペットボトルとプラスチックの資源、回収した後って、今、どういう感じでリサイクルされているかというの、今の時点でとかってお答えしてもらっていいですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず初め、先ほど申し上げたペットボトルは、これ区のほうの行政回収の量ですので、自販機の横にあったり、それから、コンビニエンスストアのほうで回収している量、この中に入ってきませんので、そういったものも含めて、もっと量多く、当然回収されています。

それから、ペットボトル回収したものにつきましては、毎年、こちらのほうで全国容器リサイクル協同組合というところを通じて、新たにリサイクルをされております。毎年、実はこれ、入札によって、容リ協というふうに我々言うておりますけれども、容リ協のほうで引取り先のほうが替わるという状況で、今年に関しては、小さなペレットになったり、それからあと、アンモニアになっているということを聞いております。

○委員長 風澤委員。

◆風澤純子 委員 分かりました。また、引き続きなるべくリサイクルをする、その中でもサーマルリサイクルじゃないというところで、しっかり追って行っていただきたいと思います。以上です。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 プラスチック分別回収始まりまして、本当にいい取組だと思っています。ちなみに、このプラスチック分別回収始まって、区民の声というのはどんな声が届いているかありますか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず、始まった当初は、一番お問合せであったのは、どのくらい汚れを落とせばいいですかという質問が非常に多かったですけども、だんだん皆さんも慣れてくるに従って、そういった質問も減ってきているように思います。

あとは、感想的なものですけれども、プラスチックってこんなにあったのか、つまり、重量のわりに容積がありますので、大変たくさん出るんだなという感想を頂戴したところであります。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。そうですね、そういった感想の中から多分生まれているのかもしれないんですけど、プラスチックの分別回収がこれだけ多いのかというところで、週1回じゃちょっと足りないなという声を最近よくお聞きするようになったのと、あと、風が強い日にやっぱり飛んでしまって、かなり地域に散乱してしまうことが多いようで、そういったところの対策というのは今後考えていらっしゃるかどうかだけ教えていただけますか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まず、プラスチックのほうの回収の頻度についてです。先行してほかの区でもプラスチックの分別回収始まったところがありましたが、おおむね週1回行っています。それに我々のほうも同じくらいでいいのかなというところで、週1回で始めたところですよ。確かに、最初に、非常に量が多いので、週1回では大変まるといようなご意見も頂戴したところですが、一方で、こんなにプラスチックを使っていたんだという気づきの場面にもなっているというところがありますので、それがプラスチックをできるだけ使わないというほうに意識を向けていただくというのも、一つ啓発の方法としてあるかなと思っていますので、また、始まって半年というところもありますから、全区回収が、もう少しその状況などを見ながら適切な回収の頻度というものについては引き続き検討していきたいと思いますし、できれば、皆さんから出るプラスチックの排出量が少なくなるような啓発というものをやっていくのが本来かなというふうには思っているところです。

それから、風の日対策ですが、一つは、集合住宅で自分のところで集積所を持っているところだと、集めるためにネット、青色の1.5メートル、1.5メートルのネットを貸出しをしまして、その中に入れて出してくださいということをお願いをしております。あとは、本当に風の強い日についてはいろいろ、皆様のほうにもいろいろご苦勞をおかけしているとは思いますが、できるだけ風で飛ばないように工夫などをしていただければというふうに考えて、そういったところで何か、こちらのほうからも何かご助言できることがあれば、こちらのほうからもそういったことやっていきたいなというふうに思います。

○委員長 岡田委員。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。そうですね、本当にプラスチックの数、多いな

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

って私自身も感じました。減らしたい、減らしたいなって思うんですけど、スーパーでも既にプラスチックに包まれていて、それをわざわざ開けて、スーパーで捨ててくださいってわけにもなかなかいかないので、その辺はぜひ小売店、販売店さんともちょっと協力をぜひしていただきたいというところと、あと、先ほどのネット件なんですけれど、個別回収が進んできているので、本当に地域で置かれる場所も多くなってきていると思うんですけど、そこに例えば青いネットを箱と一緒にぽんと置いてくれば、多分地域の方はかけてくれると思うんですよね。そういった対策ももしできるなら、していただけるのかなと。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 まずは店舗のほう、こちらからお願いしたわけではないところなんですけど、最近ですと、お肉や何かでトレーの上に乗せるのじゃなくて、袋に入った形で売るというものも随分見かけるようになりましたので、あるいはごみを出す、あるいはそういう資源を出すという消費者の立場の中からいろいろな意見が出ることで、それが事業主、あるいはそういう販売店のほうを動かすというふうにもなるのかなというふうにも考えるところです。

それから、ネットのほうですが、戸別収集というところがありまして、各自のお家の前に出しているというところなので、ネットの貸出しについて、そちらについてはちょっとまだ考えていないところです。いろいろご意見をいただきながら、ちょっとその辺は何かでできないかということを引き続き検討していきたいと思います。

◆岡田勇一郎 委員 ありがとうございます。

○委員長 副委員長。

◆石原喬子 副委員長 ありがとうございます。今、汚れの話が少し出たんですけど、皆さん協力している中で、やっぱりどこまできれいにすればプラで出しているのか、まだ、全然悩んでいる方ってたくさんいると思うんですけど、台東区で今回回収できたプラスチックの汚れの何か検査といいますか、さらに分別をしてくれていると思うんですけど、何かその強化みたいなところってどんな感じなんですか。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 回収しましたプラスチックは、持っていったその先で不純物等については手作業で取り除いて、その後、ある程度まとまった大きさにベール化というふうにはありますが、ビニールでぐるぐる巻きにしたものを作っていて、それがリサイクルの原材料になっていきます。そちらのほうで見ていただいた検査の中では、比較的良好ということの評価を頂戴してまして、そのところについては区民の皆さんが大変丁寧にといいいますか、きれいに出して下さっているおかげかなというふうに思っております。

○委員長 副委員長。

◆石原喬子 副委員長 ありがとうございます。分かりました。分別が進むことで、委託料の減少などにもつながってくるのでしょうか。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

○委員長 清掃リサイクル課長。

◎曲山裕通 清掃リサイクル課長 直接大きいかどうか分かりませんが、当然不純物があれば、その分、手間がかかるということで、委託料に跳ね返ることになりますから、皆さんの小さな取組の積み重ねが委託料の減少のほうにはつながっていくかと考えます。

○委員長 副委員長。

◆石原喬子 副委員長 区民がやってよかった、努力して分けてよかったって思えるような、何か仕組みが大切なのかなと思います。

今後、区民の意欲につながる工夫をぜひ検討していただきたいと、こちらは要望で、終わります。

○委員長 ただいまの報告については、ご了承願います。

理事者からの報告は、以上であります。

○委員長 以上で、本日予定されたものは、全て終了いたしました。

その他、ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長 これをもちまして、保健福祉委員会を閉会いたします。

午後 1 時 5 分閉会